




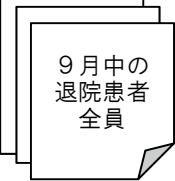
【 一般診療所用 】

平成29年患者調査 調査の手引

目次

施設管理者の皆様へ	1	
1. 調査票の構成	2	1
2. 調査票提出方法	3	2
3. オンライン調査票(インターネット)の作成・提出	5	3
4. 電子調査票(CD-R等)の作成・提出	9	4
5. 調査票(紙)の記入上の注意	11	5
6. 記入要領		6
6-1 一般診療所退院票(有床診療所)	12	一般診療所退院票
調査票記入例	28	一般診療所票
6-2 一般診療所票(無床診療所・有床診療所)	30	
調査票記入例(外来患者の例)	38	
調査票記入例(入院患者の例)	40	
7. 調査票の送付手続き	42	7
8. 調査結果	44	8
9. 患者調査関係法令	46	9
10. 質疑応答	50	10
アンケートへのご協力をお願い		
調査票の提出方法に関するアンケート		

【 はじめに 】 提出する調査票をご確認ください。 ⇒ 別紙「調査ご協力をお願い」参照

無床診療所	有床診療所	
(一般診療所票)	(一般診療所票)	
(一般診療所退院票)		
 <p>外来分</p>	 <p>入院分</p>	 <p>外来分</p>
	<small>同じ調査票様式ですが、入院分、外来分をそれぞれ作成</small>	
		 <p>9月中の 退院患者 全員</p>

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

施設管理者の皆様へ

厚生労働省の各種統計調査につきましては、かねてから格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

患者調査は、医療施設を利用する患者の疾病構造等を地域別に明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得ることを目的として、3年に一度、500床以上の全ての医療施設及び全国から層化無作為抽出※により選ばれた医療施設において実施いたします。

(※ 一般診療所については、都道府県、主たる診療科目及び病床の有無別に抽出した約6,000施設)

今回、平成29年調査を実施するに当たり、貴施設にも調査への回答をお願いすることになりました。

本調査におきましては、施設管理者の皆様をはじめとする調査関係者のご尽力があっはじめて、信頼性と正確性の高い統計を得ることができます。

この『調査の手引』は、重複や脱漏なく正確・円滑に本調査に回答していただけるよう、調査票の作成やとりまとめ等の具体的な方法について説明したものです。

貴施設におかれましては、ご負担をおかけすることになりますが、調査の趣旨をご理解いただき、本書を活用されまして、正確かつ迅速な患者調査の実施にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、この調査は、統計法に基づく基幹統計となっており、調査票に記載された事項を統計目的以外に用いることはありません。また、皆様に不利益なことがないよう、秘密の保持には万全を期しております。どうか、調査の円滑な実施にご協力いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。




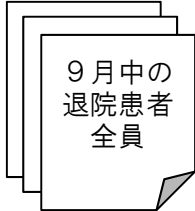
厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）

1. 調査票の構成

【はじめに】

貴院における調査の対象（入院・外来・退院）及び調査日（厚生労働省が指定する1日）は、別紙「調査ご協力をお願い」に明記してありますので、必ずご確認ください。

1. 調査票の種類

無床診療所	有床診療所	
(一般診療所票)	(一般診療所票)	(一般診療所退院票)
	  同じ調査票様式ですが、入院分、外来分をそれぞれ作成します。	

2. 対象となる者

◆無床診療所

一般診療所票	10月の調査日（厚生労働省が指定する1日）に <u>外来で診療したすべての患者</u> について、患者1人につき1枚ずつ作成
--------	--

◆有床診療所

一般診療所票	10月の調査日（厚生労働省が指定する1日）に <u>入院しているすべての患者及び外来で診療したすべての患者</u> について、患者1人につき1枚ずつ作成
一般診療所退院票	9月中（9月1日から9月30日までの1か月間）に <u>退院したすべての患者</u> について、患者1人につき1枚ずつ作成

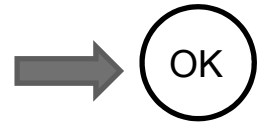
2. 調査票提出方法

調査票は以下の3つの方法により提出が可能です。

注意 ① 同一の調査票は、同一の方法により提出してください。

例：一般診療所票をすべてオンライン調査票に入力して提出。

紙の調査票や電子調査票とは混在していない。



② できるだけ、同一施設では、同一の方法により提出するようお願いします。

1 オンライン調査票（インターネット）（新規、一部の診療所で利用可） ⇒5～8ページ

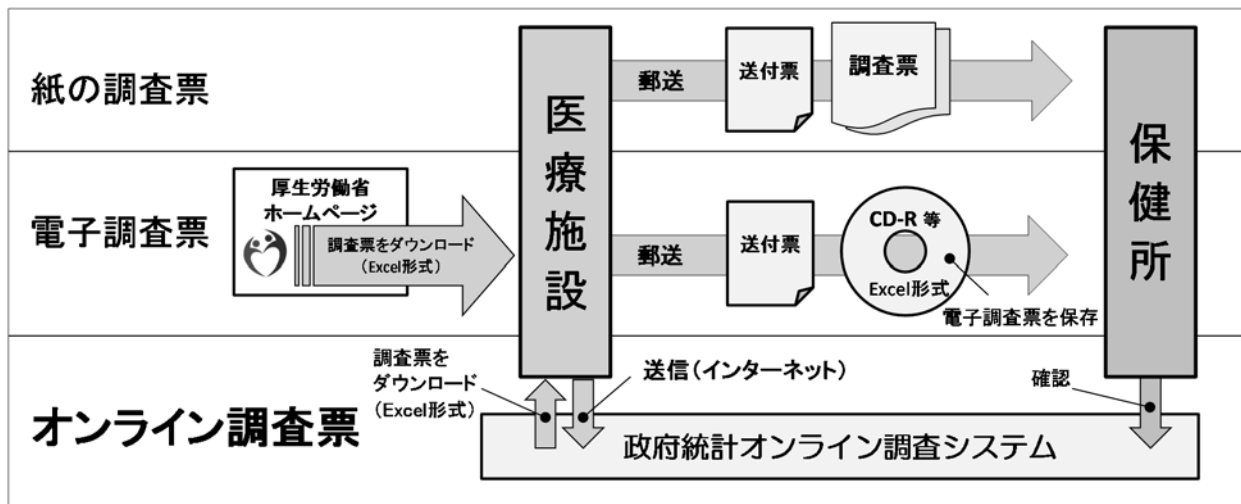
- ・ 政府統計共同利用システムのオンライン調査システム（以下、「オンライン調査システム」という。）にログインしてオンライン調査票（エクセルファイル）をダウンロードし、調査票データを入力します。入力後のファイルは、オンライン調査システムで送信処理を行うことでインターネットによる提出が完了します。
- ・ オンライン調査が利用できる診療所は、別紙「調査ご協力のお願ひ」に「政府統計コード」等が印字してあります。⇒5ページの例示
- ・ 「政府統計コード」等の印字がない診療所では、電子調査票または紙での提出をお願いします。

2 電子調査票 ⇒9～10ページ

- ・ 厚生労働省ホームページから電子調査票（エクセルファイル）をダウンロードし、調査票データを入力します。
- ・ 入力後のエクセルファイルを**CD-R等**に保存し、保健所に提出します。

3 調査票（紙）

保健所から配布される紙の調査票です。記入後、保健所へ提出します。⇒11ページ



患者調査はオンラインからの回答が便利です

患者調査では、政府統計共同利用システムのオンライン調査システム（以下、「オンライン調査システム」という。）を利用したオンライン調査を導入しています。オンラインから回答すると次のようなメリットがありますので、ぜひご利用ください。

◆ オンライン調査のメリット

- ・ 24時間、いつでも回答が可能です。
- ・ 調査票（紙・CD-R等）の発送や管理が不要です。送料も不要です。
- ・ 診療所内で管理している既存の電子化された患者情報を読み込むことにより、調査票を効率的に作成できます（※）。

※ 電子調査票(CD-R等)も同じ

◆ オンライン調査システムの概要（総務省ホームページより）



◆ 医療施設がオンライン調査を利用する際に必要な機器環境

オンラインで回答するには、通信環境・パソコン環境が整っている必要があります。

⇒5～6ページ **オンライン調査を利用できる診療所**

3. オンライン調査票(インターネット)の作成・提出

- ・ オンライン調査票(エクセルファイル)は、インターネットにより提出します。(⇒3ページ)
⇒ 調査票の送付が不要となる等、調査事務の省力化に繋がりますので、ぜひご活用ください。
⇒ インターネット上のデータの送受信は、SSL/TLS暗号化通信によりセキュリティが確保されています。

オンライン調査を利用できる診療所

⇒ 以下の1、2両方の条件を満たした場合に、オンライン調査を利用できます。

1 別紙「調査ご協力のお願い」にID等が印字されている場合

別紙「調査ご協力のお願い」に、政府統計オンライン調査総合窓口からログインするための「政府統計コード」「調査対象者ID」「確認コード」が印字してある診療所では、オンライン調査の利用が可能です。

⇒ 該当欄に「利用できません」と印字された診療所は、オンライン調査を利用できませんので、紙の調査票または電子調査票での提出をお願いします。

「調査ご協力のお願い」の例

The diagram shows a form titled "調査ご協力のお願い" (Survey Cooperation Request) with the logo of the Ministry of Health, Labour and Welfare (厚生労働省) in the top right corner. The form contains a table with the following information:

政府統計コード	9N8M
調査対象者ID	XXXXXXXX
確認コード	△△△△△△△△

A callout box on the right side of the form contains the text: "オンライン調査を利用できない診療所には、「利用できません」と印字しています" (For clinics that cannot use online surveys, "cannot be used" is printed).

2 通信環境・パソコン環境が整っている場合

○通信環境

ADSL等のブロードバンド環境を推奨します。

○パソコン環境

OS : Windows 7 SP1、Windows 8.1(※1)、Windows 10(※1)

ブラウザ : Internet Explorer 11.0(※2)

表計算ソフト(※3) : Microsoft Office Excel 2010 以上

PDF利用ソフト(※4) : Adobe Reader XI Adobe Acrobat Reader DC

(※1)「デスクトップモード」の場合に限ります。

(※2) 32bit版での利用に限ります。

(※3) 表計算ソフトにおける注意事項は以下のとおりです。

- ・Microsoft Office Excel 以外の表計算ソフトには対応していません。
- ・Excel のマクロ機能を有効にする必要があります。

(※4) PDF 利用ソフトにおける注意事項は以下のとおりです。

- ・Adobe Reader 以外のPDF 利用ソフトには対応していません。
- ・Adobe Reader の環境設定でJava スクリプトが有効になっている必要があります。

オンライン調査票の作成

⇒ 詳細は、オンライン調査システムまたは厚生労働省ホームページ(⇒9ページ)に掲載している「オンライン調査利用ガイド」を必ずご一読ください。

1 ログイン (平成29年8月中旬からログインできます)

- ① インターネットを起動します。アドレスバー(URL)に <https://www.e-survey.go.jp/> と入力し、「ENTER」キーを押します。



- ② トップページが表示されたら、「ログイン画面へ」をクリックします。



③ ログイン画面が表示されます。

「調査ご協力のお願い」に印字された「政府統計コード」、「調査対象者 ID」及び「確認コード」を入力し、「患者調査」を選択して「ログイン」をクリックします。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

調査ご協力のお願い

政府統計コード	9N8M
調査対象者ID	XXXXXXXX
確認コード	△△△△△△△△

ログインする

ログインするためには、あらかじめ配布されたオンライン調査に関する説明資料に記載されている情報が必要です。

政府統計コード 統計調査を選択してください 次回から入力省略

調査対象者ID 次回から入力省略

確認コード 確認コードを表示する

確認コードを忘れてしまった場合はこちらへ

ログイン

クリック

ログイン画面以降の通信は、SSLにより暗号化され、保護されています。

3

2 調査票ファイルのダウンロード

- ・ オンライン調査票（エクセルファイル）及びオンライン調査利用ガイドをダウンロードします。

3 調査票への入力

- ・ ダウンロードしたオンライン調査票（エクセルファイル）に、調査票データを入力します。入力はオフラインでの作業となります。
- ・ オンライン調査票には医療施設が保有する既存の電子カルテ等の患者情報を読み込む機能を搭載しています。
- ・ 入力終了後、保存処理を行います。
保存の際、エラーチェック機能が稼働し、エラー項目にはエラーメッセージが表示されますので、エラーがなくなるまで修正します。

<オンライン(インターネット)調査票・電子調査票(CD-R等)共通 読み込み機能>

◇テキストデータ読み込み機能 ⇒ 全調査票

- ・ 厚生労働省が指定するテキスト形式で調査票データをあらかじめ作成しておくことにより、電子調査票の該当項目に読み込みます。
- ・ 一部空欄の項目があっても読み込みは可能ですが、未入力の項目については、読み込み後に電子調査票に直接入力します。

4 コールセンター

- ・ 調査期間中のオンライン調査に関するお問い合わせは、専用のコールセンターをご利用ください。電話番号、開設期間等は厚生労働省ホームページ（⇒9ページ）及びオンライン調査利用ガイドに掲載します。
(10月中旬頃を予定)

オンライン調査票の提出

- ・ オンライン調査票に組み込まれた機能により送信用ファイル（XMLファイル）を生成します。
- ・ オンライン調査システムにログインし、送信用ファイル（XMLファイル）を送信します。
- ・ 送信処理を行うことでインターネットによる提出が完了とみなされますので、定められた期限までに送信してください。
- ・ 一度提出した後、記入誤り等によりオンライン調査票を再送する場合は、管轄保健所に再送する旨を連絡した上で、修正のない部分を含めた全データを再送してください。
- ・ すべての調査票をオンライン調査システムにより送信する場合は、管轄の保健所長への送付票の郵送は不要です。

4. 電子調査票（CD-R等）の作成・提出

本調査では、電子調査票（エクセルファイル）により調査票データを作成し、CD-R等で提出することができます。（電子調査票の利用を義務づけているものではありません。）

電子調査票を利用した場合、紙調査票への記入は不要となります。

電子調査票利用にあたっての注意点

- 電子調査票を利用するには、Microsoft社のMicrosoft Excel 2010以降（※）がインストールされたWindowsパソコンが必要です。
 - （※）表計算ソフトにおける注意事項は以下のとおりです。
 - Microsoft Office Excel 以外の表計算ソフトには対応していません。
 - Excel のマクロ機能を有効にする必要があります。
- 提出の際に使用可能な媒体は、CD-R、CD-RW、DVD-R、DVD+R、DVD-RW、DVD+RWとします。
- 提出途中での不慮のデータ消去、書き換え防止の観点から、CD-RW、DVD-RW、DVD+RWでの提出は極力控えてください。
- 電子調査票の詳細な利用方法については、厚生労働省ホームページに掲載している「CD-R等利用ガイド」を必ずご一読ください。

4

電子調査票の作成

1 調査票ファイルのダウンロード

- 厚生労働省ホームページから、電子調査票（エクセルファイル）及び「CD-R等利用ガイド」をダウンロードします。（平成29年8月上旬に掲載予定）

掲載場所：厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）

- 政策について
- 組織別の政策一覧（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/soshiki/>）
- 政策統括官（統計・情報政策担当）
- 「平成29年患者調査にご協力ください」

2 調査票への入力

- ダウンロードした電子調査票（エクセルファイル）に調査票データを入力します。
- 電子調査票には、医療施設で保有する既存の電子カルテ等の患者情報から該当項目に読み込む機能を搭載しています。（→8ページ）
- 入力終了後、保存処理を行います。保存の際にはエラーチェック機能が稼働し、エラー項目にはエラーメッセージが表示されますので、エラーがなくなるまで修正します。

電子調査票の提出

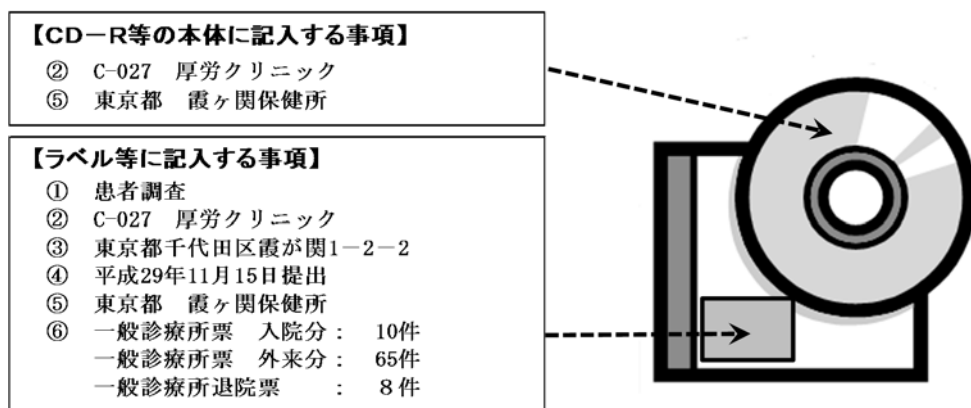
1 提出準備

- 電子調査票に組み込まれた機能により生成される 提出用ファイル（Excel形式） だけをCD-R等に格納し、以下の内容を本体及びラベル等に記入します。
- 提出用ファイルが複数のCD-R等に渡る場合は、CD-R等のそれぞれのラベル等に上記内容及び「〇枚のうち〇枚」と記入してください。
- ファイルの圧縮は行わないでください。

<ラベル等に記入する内容>

- ① 調査名
- ② 施設番号、施設名
- ③ 施設所在地
- ④ 提出年月日
- ⑤ 都道府県名、管轄する保健所名
- ⑥ 調査票ごとの記録件数

<ラベル等の記入例>



2 提出

- データ件数を記入した送付票（⇒43ページ）及びCD-R等は定められた期限までに管轄の保健所長に提出してください。
⇒ メールでの提出は実施していません。
- CD-R等は、破損ないようにケースに入れるか、緩衝材（段ボール等）で梱包してください。
- 提出データは必ずバックアップを取り、保存しておいてください。

5. 調査票(紙)の記入上の注意

調査票(紙)の記入に際しては次の各事項を守ってください。

- ・ 記入文字は黒(青)インク又は黒(青)ボールペンなどの消えないインクを使用し、楷書ではっきりと記入してください。
- ・ 数字の記入は、1・2・3……のように算用数字(アラビア数字)を用いて記入してください。
- ・ 調査事項のうち選択項目の頭に数字が印刷してあるものは、該当する数字を○で囲んでください。

例： ① 男 2 女

- ・ 記入を誤ったときは2本の横線を引いて消し、その行のなるべく上部の余白を用いて正しく記入してください。
※インク消しを用いたり、紙を貼ったり、削って消したり、塗りつぶしたり等はしないでください。
- ・ 記入後は、カルテ等からの転記ミスがないか、記入漏れがないか確認してください。
- ・ 調査票(紙)が不足した場合は、追加配布いたしますので保健所まで連絡をお願いします。

6. 記入要領

6-1 一般診療所退院票（有床診療所）

- ・ 一般診療所退院票は、平成29年9月1日から30日までの1か月間に退院した患者について、患者1人の1回の退院につき1枚ずつ作成します。
- ・ 9月中に2回以上退院した者については、それぞれの退院について1枚ずつ作成します。
- ・ 産婦の入院に伴って在院している新生児で、沐浴その他の介補や、新生児が一般的に受ける健康管理行為を受けても健康上問題がない場合については、調査対象外となります。

施設番号

- ・ 別紙「調査ご協力をお願い」に記入された施設番号の数字3桁を転記します。
- ・ 番号が3桁に満たない場合（1～99）は、001～099のように「0（ゼロ）」で埋めます。

患者番号

記入終了後、1から始まる一連番号を記入し、最後の番号を○で囲みます。
例：調査票が全部で5枚の場合、最後の調査票の患者番号は「⑤」とします。

(1) 性別

「1 男 2 女」のいずれかの数字を○で囲みます。

(2) 出生年月日

「1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治」のいずれかの数字を○で囲み、出生年月日を記入します。なお、出生年月日が明らかでない場合は、推定年齢を「推定○歳」と記入します。

(3) 患者の住所

- ・ 「1 当院と同じ都道府県内 2 当院とは別の都道府県」のいずれかの数字を○で囲みます。
- ・ 「2」を○で囲んだ場合は都道府県名を記入します。
- ・ 外国人旅行者の場合は、「2」を○で囲み「外国」と記入します。
- ・ 住所不定または不詳の場合は、「2」を○で囲み「不詳」と記入します。

(4) 過去の入院の有無

・ 今回の退院の際に入院の原因となっていた病態（主傷病※1）と関連し、過去に貴院に入院したことがあったかどうか、「1 有 2 無」のいずれかの数字を○で囲みます。

・ **次の条件をすべて満たす場合**、過去の入院の有無を「1 有」とします。

- ・ 前回の入院が、今回の入院の主傷病に関連したものである
- ・ 前回の入院も同じ医療施設における入院である
- ・ 前回の退院から30日以内(※2)に今回の入院をしている
- ・ 前回の退院年が平成である

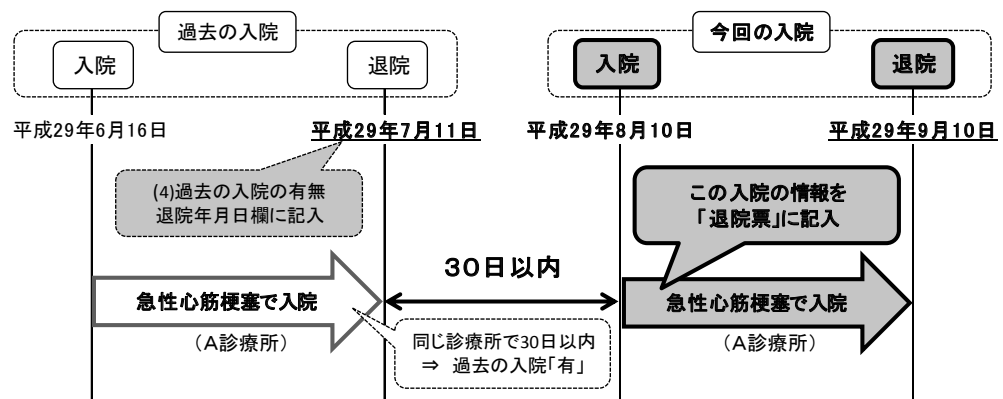
・ 「1 有」を選んだ場合は、その退院年月日を記入します。

・ 転床による再入院は該当しません。一度、院外へ退院してからの再入院が対象となります。

※1 主傷病とは、「(7) 受療の状況」の「(1) 主傷病名」に記載する疾患をいいます。⇒15ページ

※2 「(5) 入院年月日」から遡って過去30日以内とは、今回の入院日の前日を起算日（入院日を0、その前日から1と数える）として遡って30日以内に退院日がある場合をいいます。⇒14ページ<“30日以内”早見表>

<「過去の入院の有無」が「有」の例と、その記入例>



○ 上記の場合の調査票記入例

(4) 過去の入院の有無	① 有 → 退院年月日 平成 29 年 7 月 11 日 ② 無
過去の入院とは、主傷病(※)に関連した貴院における入院であって、退院日が「(5)入院年月日」から遡って過去30日以内の場合に限ります。(退院年が平成の場合のみ。) (※)主傷病とは、「(7)受療の状況」の「(1)主傷病名」に記載する疾患をいいます。	
(5) 入院年月日	① 平成 29 年 8 月 10 日 ② 昭和
(6) 退院年月日	平成 29 年 9 月 10 日
(7) 受療の状況	① 傷病の診断・治療 ② 正常分娩（単胎自然分娩） ③ 正常妊娠・産じよくの管理 ④ 健康者に対する検査、健康診断（査）・管理 ⑤ その他の保健サービス
主傷病名については、発病の型、病因、部位、性状、重症度等も記入してください。 例：アルコール性急性膵炎	(1) 主傷病名 急性心筋梗塞

< “30日以内”早見表 >

「今回の入院日の前日を起算日（入院日を0、その前日から1と数える）として遡って30日以内に退院日がある場合」について、下記の「今回の入院の入院日」と「前回の入院の退院日」の組み合わせが30日以内を表しています。

今回の入院の入院日		前回の入院の退院日		
1, 2, 4, 6, 8, 9, 11月	1日	前月	2日	以降
	2日		3日	
	3日		4日	
	4日		5日	
	・		・	
	・		・	
	・		・	
	28日		29日	
	29日		30日	
	30日		31日	
	31日	同月	1日	
5, 7, 10, 12月	1日	前月	1日	以降
	2日		2日	
	3日		3日	
	4日		4日	
	・		・	
	・		・	
	・		・	
	28日		28日	
	29日		29日	
	30日		30日	
	31日	同月	1日	
うるう年の3月	1日	2月	30日	以降
	2日		31日	
	3日		1日	
	4日		2日	
	・		・	
	・		・	
	・		・	
	28日		26日	
	29日		27日	
	30日		28日	
	31日	3月	1日	
うるう年の3月	1日	2月	31日	以降
	2日		1日	
	3日		2日	
	4日		3日	
	・		・	
	・		・	
	・		・	
	28日		27日	
	29日		28日	
	30日		29日	
	31日	3月	1日	

注1) 前回の入院における退院日が、平成元年(1989)以降の場合のみ対象である。

注2) うるう年は、平成4年(1992), 平成8年(1996), 平成12年(2000), 平成16年(2004), 平成20年(2008), 平成24年(2012), 平成28年(2016)。

(5) 入院年月日

今回の入院年月日を記入します。

(6) 退院年月日

今回の入院について、平成29年9月中の退院日を記入します。

(7) 受療の状況

受療の状況について、該当する数字を1つ選び○で囲みます。

1 傷病の診断・治療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病の診断、治療のための患者はこの数字「1」を○で囲み、「主傷病名」を記入します。⇒15ページ ・ 主傷病名が外傷（中毒を含む）の場合は、「外傷の原因」を記入します。⇒17ページ ・ 「副傷病名」について記入します。⇒18ページ
2 正常分娩 (単胎自然分娩)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分娩のために入院していた患者が該当します。 ・ 下記のような異常及び合併症を有し、その診療を行った患者は「1 傷病の診断・治療」とし、主傷病名等を記入します。 <例> 早産、多胎、骨盤位、会陰裂傷、帝王切開等 ・ 分娩のための入院であっても、分娩せずに退院した場合は、「3 正常妊娠・産じょくの管理」とします。

<p>3 正常妊娠・産じょくの管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・正常妊娠の管理、分娩後のケア及び検査をした患者が該当します。 ・下記のような異常及び合併症を有し、その診療を行った患者は「1 傷病の診断・治療」とし、主傷病名等を記入します。 <p><例> 多胎妊娠、貧血、流産、気管支炎、糖尿病、妊娠高血圧症候群、人工妊娠中絶等</p>
<p>4 健康者に対する検査、健康診断(査)・管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康な者に対する一般的検査・健康診断(査)及び管理のために入院していた患者が該当します。 <p><例> 特定健診、特定保健指導、人間ドック、ツベルクリン反応検査、妊娠の確定していない妊娠検査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肝硬変の疑い、蛋白尿、全身倦怠、悪心等、傷病の疑い及び症状があるために検査をした場合は、「1 傷病の診断・治療」とし、その主傷病名または症状等を記入します。 ・産婦の入院に伴って在院している新生児で、沐浴その他の介補や、新生児が一般的に受ける健康管理行為を受けても健康上問題がない場合については、調査対象外となります。
<p>5 その他の保健サービス</p>	<p>上記「1～4」以外の患者が該当します。</p> <p><例> 血液及び組織提供者、アフターケア（義眼・義手・義足、手術治癒後の形成手術）、美容形成、抜釘手術、リハビリ 等</p>

主傷病名

主傷病名の
記入上の注意

※ 別紙『患者調査における「主傷病名」「副傷病名」の記入について』もご参照ください。

- ・ 退院時に入院の理由となっていた病態を1つ記入します。
- ・ 死亡退院の場合は、主に治療をしていた病態について記入します。

主傷病名は、厚生労働省においてICD-10 に基づいて詳細に分類(約15,000種類)しますので、以下の事項に注意して記入します。

- ・ 主傷病名はできるだけ主治医の確認をとってください。
- ・ 主傷病名は、略語、俗称及びあまり使用されていない医学用語は避けてください。
- ・ 主傷病名は、できるだけ日本語で記入します。判読が困難であったり他の傷病名と誤読することのないよう楷書で正確に記入します。

【誤読されやすい例】

腎 ⇄ 胃 肝 ⇄ 肺 腫 ⇄ 臍 腹 ⇄ 腸 瘤 ⇄ 癌

- ・ 傷病名ではなく症状を記入することは、できるだけ避けてください。

歯科の傷病名

歯科の傷病名は以下のとおりに記入するか、あてはまらない場合は、できるだけ詳細に傷病名を記入します。

なお、抜歯については、その理由となった傷病名によります。

- ・ う蝕症
… エナメル質初期う蝕を含みます。
- ・ 歯髄炎、歯髄壊疽、歯髄壊死
- ・ 歯根膜炎
- ・ 歯槽膿瘍、歯根嚢胞
- ・ 歯肉炎
- ・ 慢性歯周炎
- ・ 歯肉膿瘍、その他の歯周疾患
- ・ 智歯周囲炎
- ・ その他の歯及び歯の支持組織の障害
… 上記（う蝕症～智歯周囲炎）以外の歯の疾患をいいます。
＜例＞ 歯の発育及び萌出異常、不正咬合等
- ・ じょく瘡性潰瘍、口内炎 等
- ・ その他の顎及び口腔の疾患
… 顎、唾液腺、口腔内、舌、口唇等の疾患をいいます。
＜例＞ 顎嚢胞、顎骨骨髓炎、唾液腺炎、舌炎等
＜除外＞ じょく瘡性潰瘍（傷病名を記入します。）
- ・ 歯の補てつ（冠）
- ・ 歯の欠損補てつ（ブリッジ、有床義歯、インプラント）
- ・ 歯科矯正

外傷の原因

受療の状況が「1 傷病の診断・治療」で、主傷病名が外傷（毒物やガス等による中毒を含む）の場合は、外傷の原因について該当する数字を1つ選び○で囲みます。

不慮の事故	1 自動車交通事故	自動車（自動二輪車・原動機付自転車を含む）による衝突、転落または自動車内の火災、中毒等の事故
	2 自転車交通事故	自転車による衝突、転倒または転落等の事故
	3 その他の交通事故	列車、電車、船舶、航空機、ケーブルカー、工業用車両等による衝突、それらからの転落または車内、船内での転倒等の事故
	4 スポーツ中の事故	スポーツまたはレクリエーション中の事故（準備中や後片付け中も含む）
	5 転倒・転落	同一平面上の転倒、高所からの転落、衝突による転倒事故 ＜例＞ スリップ、つまずき、転落（階段、木、溝、川、マンホール等）等 ＜除外＞ 自転車での転倒・転落は「2 自転車交通事故」
	6 1～5以外の原因による不慮の事故	上記「1～5」以外の原因による場合 ・ 溺水

		浴槽内、水泳プール内、自然の水域内（川・湖・海）、貯水池、防火用水槽等、水中での溺水及び転落 ・窒息 ベッド内でのシーツ・枕カバー・枕による窒息、落盤、落下する土砂及びその他の物体による窒息、食物による窒息、冷蔵庫またはその他の空気の限られた空間への不慮の閉じ込めによる窒息やビニール袋による窒息等 ・煙、火、火災 落雷による火災、ボイラー・高圧ガスタンクの爆発、花火、ストーブ、いろり、建物・森林火災、ガソリン・灯油等の発火等 ・有害物質 一酸化炭素、自動車排気ガス、農薬・家庭用ガス、まむし咬傷、蜂刺傷、クラゲ刺傷、毒きのこ等 ・その他医薬品の中毒、診療上の事故、気圧・天候・自然災害事故、動物による咬傷・踏まれ・蹴られ、機械・刃器によるもの、異物、落下物、電気、放射線、戦争行為等
故意又は不明	7 自傷	自殺目的または発作的自損による場合
	8 他傷	他害目的のはっきりしている場合
	9 不明	原因不明の場合

副傷病名

- ・ 受療の状況が「1 傷病の診断・治療」の場合は、入院中に主傷病名以外に治療や検査を受けていた傷病について、該当する数字をすべて選び○で囲みます。
- ・ 主傷病名以外の傷病がない場合は、「01 副傷病なし」の数字を○で囲みます。
- ・ 「02～15」以外の疾患に罹患している場合は、「16 その他の疾患」の数字を○で囲みます。
- ・ 副傷病名はできるだけ主治医の確認をとってください。
- ・ 調査日において、治療や検査を受けていない傷病も含まれます。（一般診療所票の場合）
- ・ 過去に罹患し既に治癒した、あるいは受療の必要のない傷病については除外してください。

	01 副傷病なし	主傷病名以外の傷病に罹患していない場合
糖尿病	02 糖尿病 (合併症を伴わないもの)	
	03 糖尿病(性)腎症	腎合併症を伴う糖尿病
	04 糖尿病(性)眼合併症	眼合併症を伴う糖尿病
	05 糖尿病(性)神経障害	神経(学的)合併症を伴う糖尿病

06	03～05以外の合併症を伴う糖尿病	昏睡、ケトアシドーシス、その他の明示された合併症、詳細不明の合併症を伴う糖尿病
07	肥満(症)	薬剤の使用が原因であるものを除く
08	脂質異常症 (高コレステロール血症等)	
09	高血圧(症)	
10	虚血性心疾患	
11	脳卒中	<ul style="list-style-type: none"> ・脳梗塞、脳出血、くも膜下出血 ・一過性脳虚血発作(TIA)を除く ・外傷性のものを除く
12	閉塞性末梢動脈疾患	末梢動脈の動脈硬化による血流の不全をいい、冠動脈、肺動脈、脳動脈、腸間膜動脈、腎動脈のものを除く
13	大動脈疾患 (大動脈解離、大動脈瘤)	
14	慢性腎臓病(慢性腎不全等)	
15	精神疾患	<p>精神疾患とは以下の疾患をいい、<u>アルツハイマー病及びてんかん以外の神経系の疾患、知的障害<精神遅滞>は含みません。</u></p> <p>【精神疾患に含まれる疾患】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルツハイマー病 ・認知症(血管性及び詳細不明の認知症) ・アルコール使用<飲酒>による精神及び行動の障害 ・その他の精神作用物質使用による精神及び行動の障害 ・統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害 ・気分[感情]障害(躁うつ病を含む) ・神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害 ・てんかん ・その他の精神及び行動の障害
16	その他の疾患	上記「02～15」以外の疾患を有する場合

<記入例1>

2型糖尿病を理由に入院していた患者が、それ以外に、糖尿病(性)腎症、脂質異常症を罹患している場合

(1) 主傷病名

2型糖尿病			
〔主傷病名が外傷(中毒を含む)の場合は、該当するものに○印をつけてください。〕			
外傷の原因 (中毒を含む)	不慮の事故		故意又は不明
	1 自動車交通事故	4 スポーツ中の事故	7 自傷
	2 自転車交通事故	5 転倒・転落	8 他傷
	3 その他の交通事故	6 1～5以外の原因による不慮の事故	9 不明

(2) 副傷病名(該当するものすべてに○印をつけてください。)

01 副傷病なし	07 肥満(症)	12 閉塞性末梢動脈疾患
02 糖尿病(合併症を伴わないもの)	08 脂質異常症 (高コレステロール血症等)	13 大動脈疾患 (大動脈解離、大動脈瘤)
03 糖尿病(性)腎症	09 高血圧(症)	14 慢性腎臓病(慢性腎不全等)
04 糖尿病(性)眼合併症	10 虚血性心疾患	15 精神疾患
05 糖尿病(性)神経障害	11 脳卒中	16 その他の疾患
06 03～05以外の合併症を伴う糖尿病		

<記入例2>

転倒による大腿骨頸部骨折を理由に入院していた患者の場合

(1) 主傷病名

大腿骨頸部骨折			
〔主傷病名が外傷(中毒を含む)の場合は、該当するものに○印をつけてください。〕			
外傷の原因 (中毒を含む)	不慮の事故		故意又は不明
	1 自動車交通事故	4 スポーツ中の事故	7 自傷
	2 自転車交通事故	5 転倒・転落	8 他傷
	3 その他の交通事故	6 1～5以外の原因による不慮の事故	9 不明

(2) 副傷病名(該当するものすべてに○印をつけてください。)

01 副傷病なし	07 肥満(症)	12 閉塞性末梢動脈疾患
02 糖尿病(合併症を伴わないもの)	08 脂質異常症 (高コレステロール血症等)	13 大動脈疾患 (大動脈解離、大動脈瘤)
03 糖尿病(性)腎症	09 高血圧(症)	14 慢性腎臓病(慢性腎不全等)
04 糖尿病(性)眼合併症	10 虚血性心疾患	15 精神疾患
05 糖尿病(性)神経障害	11 脳卒中	16 その他の疾患
06 03～05以外の合併症を伴う糖尿病		

(8) 診療費等
支払方法
【負担区分】

- ・ 負担区分(「1 自費診療」「2 医療保険等、公費負担医療」「3 介護保険(介護扶助を含む)」)のうち、該当する数字をすべて選び○で囲みます。
- ・ 「2 医療保険等、公費負担医療」を選択した場合は、支払方法についても回答します。
- ・ 一部でも費用の支払いが生じた場合は該当します。
- ・ 入院中に支払方法が変更になった場合は、退院時の診療費等支払方法を記入します。

1 自費診療 (保険外併用療養費を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・診療費、介護サービス費のすべてまたは一部を自費で支払う場合 ・健康診断(査)のすべてまたは一部を自費で支払う場合及び保険外併用療養費(※)に係る自己負担分を支払う場合を含む。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 特別の病室の提供(差額ベット)、前歯部の 鑄造歯冠修復、予約に基づく診療等 ・医療保険等により支払った際の自己負担(3割等)は含まない。
2 医療保険等、 公費負担医療	<ul style="list-style-type: none"> ・診療費を医療保険等または公費負担医療で支払う場合 ⇒ 支払方法(01~12)も回答(22~23ページ)
3 介護保険 (介護扶助を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス費を介護保険または生活保護法による介護扶助で支払う場合

<記入例>

- ・ 通常の保険診療(医療)は、「2」のみを○で囲みます。

<ul style="list-style-type: none"> 1 自費診療(保険外併用療養費を含む) <input checked="" type="radio"/> 2 医療保険等、公費負担医療 3 介護保険(介護扶助を含む)

- ・ 就職等のための健康診断、歯科矯正(保険で給付される場合を除く)は、「1」のみを○で囲みます。

<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="radio"/> 1 自費診療(保険外併用療養費を含む) 2 医療保険等、公費負担医療 3 介護保険(介護扶助を含む)

- ・ 診察・治療を行い、診断書を発行する場合は、「1」と「2」を○で囲みます。

<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="radio"/> 1 自費診療(保険外併用療養費を含む) <input checked="" type="radio"/> 2 医療保険等、公費負担医療 3 介護保険(介護扶助を含む)
--

- ・ 介護保険適用病床に入院して、介護保険(介護扶助を含む)のみで支払う場合は、「3」のみを○で囲みます。

<ul style="list-style-type: none"> 1 自費診療(保険外併用療養費を含む) 2 医療保険等、公費負担医療 <input checked="" type="radio"/> 3 介護保険(介護扶助を含む)

- ・ 介護保険適用病床に入院して、自費診療または医療保険等、公費負担医療を併用する場合は、「3」だけでなく「1」または「2」を○で囲みます。

<input type="radio"/> 1 自費診療 (保険外併用療養費を含む) <input checked="" type="radio"/> 2 医療保険等、公費負担医療 <input type="radio"/> 3 介護保険 (介護扶助を含む)

または

<input type="radio"/> 1 自費診療 (保険外併用療養費を含む) <input checked="" type="radio"/> 2 医療保険等、公費負担医療 <input checked="" type="radio"/> 3 介護保険 (介護扶助を含む)
--

【支払方法】

I 医療保険等

II 公費負担医療

- ・ [負担区分] のうち「2 医療保険等、公費負担医療」を○で囲んだ場合は、
 - 「I (医療保険等)」の01~08のうち、該当する数字を1つ、
 - 「II (公費負担医療)」の09~12のうち、該当する数字をすべて
 それぞれ選び、○で囲みます。
- ・ 「09~12」のみの場合は、Iの「08 その他」には○を付けません。
- ・ 業務災害として災害補償保険を申請中のものについては、「06 労働災害・公務災害」に○を付けます。
- ・ IとIIの両方に該当する場合は、それぞれ該当する数字を○で囲みます。

<記入例>

<p>(6) 診療費等支払方法</p> <p>該当するものすべてに○印をつけてください。</p> <p>なお、介護保険サービス利用者で、医療保険等と公費負担医療を併用している場合は、それらの両方について選択してください。</p>	<p>1 自費診療 (保険外併用療養費を含む)</p> <p><input checked="" type="radio"/> 2 医療保険等、公費負担医療</p> <p>3 介護保険 (介護扶助を含む)</p>	<p>I (医療保険等)</p> <p>01 健康保険・各種共済組合(本人) 05 高齢者医療 (後期高齢者医療制度)</p> <p><input checked="" type="radio"/> 02 健康保険・各種共済組合(家族) 06 労働災害・公務災害</p> <p>03 国民健康保険 07 自動車損害賠償保障法</p> <p>04 退職者医療 08 その他</p> <p>II (公費負担医療)</p> <p>09 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p> <p>10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (育成医療、更生医療、精神通院医療)</p> <p>11 生活保護法(医療扶助)</p> <p><input checked="" type="radio"/> 12 その他の公費負担によるもの</p>
--	--	--

I 医療保険等

01・02 健康保険・各種共済組合 (本人・家族)	全国健康保険協会管掌健康保険・健康保険組合・各種共済組合の被保険者または被扶養者として支払われるもの
03 国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険の被保険者として支払われるもの ・ 退職者医療制度が適用されているものを除く

04 退職者医療	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の被保険者であって、退職者医療制度が適用されているもの ・健康保険の特例退職被保険者は、退職前に加入していた医療保険を選択
05 高齢者医療 (後期高齢者医療制度)	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく健康診査及び医療の対象とされているもの
06 労働災害・ 公務災害	労働者災害補償保険法・国家公務員災害補償法等の法令に基づいて業務上、公務上の災害に対して療養補償費が支給されるもの（療養を給付される場合を含む）
07 自動車損害賠償 保障法	自動車の運行によって傷害を受けた場合で、自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険の保険金により、当該傷害の治療費が支払われるもの
08 その他	Iの「01～07」、IIの「09～12」のいずれにも該当しないもの（船員保険、自衛官本人等）

II 公費負担医療

09 感染症の予防及び 感染症の患者に対 する医療に関する 法律	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が適用されているもの
10 障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律 (育成医療、更生医療)	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条が適用されているもの</p> <p>※一般診療所票では「10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(育成医療、更生医療、<u>精神通院医療</u>)」</p>
11 生活保護法 (医療扶助)	生活保護法第11条第1項第4号による医療扶助を受けたもの
12 その他の公費負担 によるもの	戦傷病者特別援護法等による公費負担医療及び市区町村や都道府県で行っている公費負担医療（乳幼児医療等）によるもの

一般
診療所
退院票

(9) 病床の種別

- ・ 入院していた病床について、該当する数字を1つ選び○で囲みます。
- ・ 病床の種別が入院中に変更になった場合は、**退院時の病床の種別**とします。

1 療養病床 (医療保険適用病床)	医療法第7条第2項第4号に規定する病床で、医療保険が適用される病床
2 療養病床 (介護保険適用病床)	医療法第7条第2項第4号に規定する病床で、介護保険が適用される病床
3 一般病床	医療法第7条第2項第5号に規定する病床

(10) 入院前の場所

・ 入院前の居場所と受療形態について、該当する数字を1つ選び○で囲みます。

家 庭	1 当院に通院	家庭から通院していた場合
	2 他の病院・診療所に 通院	家庭から他の病院または診療所に通院していた場合
	3 在宅医療 (訪問診療・訪問看護等)	家庭で往診・訪問診療・訪問看護を受けていた場合
	4 その他	・ 上記「1～3」以外の場合 ・ 入院前の居場所が家庭であって、通院していなかった者、往診・訪問診療・訪問看護を受けていなかった者または不明の者を含む
他 の 病 院 ・ 診 療 所 に 入 院	5 地域医療支援病院・ 特定機能病院	地域医療支援病院、特定機能病院に入院していた場合
	6 その他の病院	地域医療支援病院、特定機能病院以外の病院に入院していた場合
	7 診療所	他の診療所に入院していた場合
	8 介護老人保健施設に入所	介護老人保健施設に入所していた場合
	9 介護老人福祉施設に入所	介護老人福祉施設に入所していた場合
	10 社会福祉施設に入所	社会福祉施設(障害福祉施設・児童福祉施設等)に入所していた場合
	11 その他 (新生児・不明等)	・ 上記「1～10」以外の場合 ・ 診療所内で出生した新生児 (他の病院や診療所に入院していた等、入院前の居場所のある新生児を除く。)

<参考 施設の種類と対応する選択肢>

施設の種類	選択肢
介護療養型医療施設	5～7 他の病院・診療所に入院(いずれかに○)
介護老人保健施設	8 介護老人保健施設に入所
特別養護老人ホーム	9 介護老人福祉施設に入所
養護老人ホーム	10 社会福祉施設に入所
軽費老人ホーム(A型・B型)	
軽費老人ホーム(ケアハウス)	
有料老人ホーム	
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	
老人短期入所施設	1～4 家庭(いずれかに○)
老人デイサービスセンター	

老人福祉センター	
小規模多機能型居宅介護	
サービス付き高齢者住宅	

(11) 来院時の状況

- ・ 来院時（入院時）の状況について、「1～3」の該当する数字を1つ選び○で囲みます。
- ・ 「2」または「3」（救急の受診）の場合は、その救急を受診した診療時間について、「1～2」の該当する数字を1つ選び○で囲みます。

[来院時の状況]

1 通常の受診	・ 通常に受診した場合 ・ 来院時の状況が不明の場合は「1」とします
救急の受診 2 救急車により搬送	・ 救急車で搬送され、受診した場合
3 徒歩や自家用車等による救急の受診	・ 徒歩や自家用車等で来院し、救急を受診した場合

[診療時間]

「救急の受診」の場合、どちらかに○をつけます。

1 診療時間内の受診	診療所で表示する診療時間内に受診した場合
2 診療時間外の受診	診療所で表示する診療時間外に受診した場合

(12) 手術の有無

- ・ 入院中における主傷病に関する手術の有無について、「1 有 2 無」のいずれかの数字を○で囲みます。
- ・ (7) 受療の状況が「2 正常分娩（単胎自然分娩）」「3 正常妊娠・産じよくの管理」の場合は、「2 無」とします。

手術日

- ・ 「1 有」の場合は手術日を記入します。
- ・ 入院中に主傷病名に関する手術を複数回行った場合は、診療報酬の高い手術の手術日とし、診療報酬が同じ場合は先に行った手術の手術日とします。

(13) 転帰

退院の事由について、該当する数字を1つ選び○で囲みます。

1 治癒	医師・歯科医師から治癒した旨の診断を受けて退院した場合
2 軽快	治癒には至らないが、入院時より症状が好転し、退院しても支障はないという医師・歯科医師の診断によって退院した場合
3 不変	入院時より症状が変わらず、医師・歯科医師の判断によって退院した場合
4 悪化	入院時より症状が悪化し、医師・歯科医師の判断によって退院した場合
5 死亡	死亡による退院の場合
6 その他	・ 上記「1～5」以外の事由により退院した場合 ・ 医師・歯科医師の許可によらず、専ら患者側の都合によって退院した者、正常分娩、健康診断受診者等を含む

(14) 退院後の行き先

- ・ 退院後の居場所と受療形態について、該当する数字を1つ選び○で囲みます。
- ・ 「(13) 転帰」が「5 死亡」の場合は記入の必要はありません。

家庭	1 当院に通院	家庭から通院する場合
	2 他の病院・診療所に通院	家庭から他の病院または診療所に通院する場合
	3 在宅医療 (訪問診療・訪問看護等)	家庭で往診・訪問診療・訪問看護を受ける場合
	4 その他	・ 上記「1～3」以外の場合 ・ 退院前の居場所が家庭であって、通院しない者、往診・訪問診療・訪問看護を受けない者または不明の者を含む
他の病院・診療所に入院	5 地域医療支援病院・特定機能病院	地域医療支援病院、特定機能病院に入院した場合
	6 その他の病院	地域医療支援病院、特定機能病院以外の病院に入院した場合
	7 診療所	他の診療所に入院した場合
8 介護老人保健施設に入所	介護老人保健施設に入所した場合	
9 介護老人福祉施設に入所	介護老人福祉施設に入所した場合	
10 社会福祉施設に入所	社会福祉施設(障害福祉施設・児童福祉施設等)に入所した場合	
11 その他(不明等)	上記「1～10」以外の場合	

一般
診療所
退院票

調査票記入例（一般診療所退院票）

秘 統計法に基づく国の基幹統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

患者調査 一般診療所退院票

厚生労働省 政府統計

平成29年9月1日～30日

※保健所符号	1301
施設番号	C- 005
患者番号	12

記入上の注意

※印欄には、記入しないでください。

「患者番号」⇒ 12ページ

調査票の種類ごとに、1から始まる一連番号を1枚ずつ振る

「過去の入院の際の退院年月日」を記入 ⇒ 14ページ
◎今回の退院日は、(6) に記入

(1) 性別	①男 2女	(2) 出生年月日	1 平成 ②昭和 3 大正 4 明治 23年 9月 5日																
(3) 患者の住所	1 当院と同じ都道府県内 ② 当院とは別の都道府県 → 埼玉 都道府県																		
(4) 過去の入院の有無	① 有 → 退院年月日 平成 29年 8月 20日 2 無	過去の入院とは、主傷病(※)に関連した貴院における入院であって、退院日が「(5)入院年月日」から遡って過去30日以内の場合に限ります。(退院年が平成の場合のみ。) (※)主傷病とは、「(7)受療の状況」の「(1)主傷病名」に記載する疾患をいいます。																	
(5) 入院年月日	① 平成 29年 9月 11日 2 昭和																		
(6) 退院年月日	平成 29年 9月 12日																		
(7) 受療の状況	① 傷病の診断・治療 ← 「(1)主傷病名」 ⇒ 15～16ページ 2. 正常分娩(単胎) → 「1 傷病の診断・治療」を選択した場合に必ず記入 4 健康者に付した治療 → 裏面へ																		
主傷病名について は、発病の型、病因、部位、性状、重症度等も記入してください。 例： ・アルコール性急性膵炎 ・慢性腎臓病、ステータス	(1) 主傷病名 腎結石																		
「外傷の原因」 ⇒ 17～18ページ 「(1)主傷病名」が外傷(中毒を含む)の場合、1～9のうち該当する数字1つに○	<p>〔主傷病名が外傷(中毒を含む)の場合は、該当するものに○印をつけてください。〕</p> <table border="1"> <tr> <td>外傷の原因(中毒を含む)</td> <td>不慮の事故</td> <td>故意又は不明</td> </tr> <tr> <td>1 自動車交通事故</td> <td>4 スポーツ中の事故</td> <td>7 自傷</td> </tr> <tr> <td>2 自転車交通事故</td> <td>5 転倒・転落</td> <td>8 他傷</td> </tr> <tr> <td>3 その他の交通事故</td> <td>6 1～5以外の原因による不慮の事故</td> <td>9 不明</td> </tr> </table>			外傷の原因(中毒を含む)	不慮の事故	故意又は不明	1 自動車交通事故	4 スポーツ中の事故	7 自傷	2 自転車交通事故	5 転倒・転落	8 他傷	3 その他の交通事故	6 1～5以外の原因による不慮の事故	9 不明				
外傷の原因(中毒を含む)	不慮の事故	故意又は不明																	
1 自動車交通事故	4 スポーツ中の事故	7 自傷																	
2 自転車交通事故	5 転倒・転落	8 他傷																	
3 その他の交通事故	6 1～5以外の原因による不慮の事故	9 不明																	
「15 精神疾患」とは、以下の疾患をいいます。 ・アルツハイマー病を含む認知症 ・精神作用物質による精神障害	<p>(2) 副傷病名(該当するものすべてに○印をつけてください。)</p> <table border="1"> <tr> <td>① 副傷病なし</td> <td>02 糖尿病(合併症を伴わないもの)</td> <td>07 肥満(症)</td> <td>12 閉塞性末梢動脈疾患</td> </tr> <tr> <td>03 糖尿病(性)腎症</td> <td>04 糖尿病(性)眼合併症</td> <td>08 脂質異常症(高コレステロール血症等)</td> <td>13 大動脈疾患(大動脈解離、大動脈瘤)</td> </tr> <tr> <td>05 糖尿病(性)神経障害</td> <td>06 03～05以外の合併症を伴う糖尿病</td> <td>09 高血圧(症)</td> <td>14 慢性腎臓病(慢性腎不全等)</td> </tr> <tr> <td>10 虚血性心疾患</td> <td>11 脳卒中</td> <td>15 精神疾患</td> <td>16 その他の疾患</td> </tr> </table>			① 副傷病なし	02 糖尿病(合併症を伴わないもの)	07 肥満(症)	12 閉塞性末梢動脈疾患	03 糖尿病(性)腎症	04 糖尿病(性)眼合併症	08 脂質異常症(高コレステロール血症等)	13 大動脈疾患(大動脈解離、大動脈瘤)	05 糖尿病(性)神経障害	06 03～05以外の合併症を伴う糖尿病	09 高血圧(症)	14 慢性腎臓病(慢性腎不全等)	10 虚血性心疾患	11 脳卒中	15 精神疾患	16 その他の疾患
① 副傷病なし	02 糖尿病(合併症を伴わないもの)	07 肥満(症)	12 閉塞性末梢動脈疾患																
03 糖尿病(性)腎症	04 糖尿病(性)眼合併症	08 脂質異常症(高コレステロール血症等)	13 大動脈疾患(大動脈解離、大動脈瘤)																
05 糖尿病(性)神経障害	06 03～05以外の合併症を伴う糖尿病	09 高血圧(症)	14 慢性腎臓病(慢性腎不全等)																
10 虚血性心疾患	11 脳卒中	15 精神疾患	16 その他の疾患																

裏面に続きます。

<p>(8) 診療費等 支払方法</p> <p>〔該当するものすべてに○印をつけてください。〕</p> <p>「負担区分」 ⇒ 20～22ページ</p> <p>1～3のうち、該当する数字すべてに○</p> <p>「支払方法」 ⇒ 22～23ページ</p> <p>「負担区分」で「2 医療保険等、公費負担医療」に○をした場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I (医療保険等)の該当する数字1つに○ ・ II (公費負担医療)の該当する数字すべてに○ 	<table border="0"> <tr> <td>1 自費診療 (保険外併用療養費を含む)</td> <td>I (医療保険等)</td> <td>05 高齢者医療 (後期高齢者医療制度)</td> </tr> <tr> <td>2 医療保険等、公費負担医療</td> <td>01 健康保険・各種共済組合(本人)</td> <td>06 労働災害・公務災害</td> </tr> <tr> <td>3 介護保険</td> <td>02 健康保険・各種共済組合(家族)</td> <td>07 自動車損害賠償保障法</td> </tr> <tr> <td></td> <td>03 国民健康保険</td> <td>08 その他</td> </tr> <tr> <td></td> <td>04 退職者医療</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>II (公費負担医療)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>09 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (育成医療、更生医療)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>11 生活保護法(医療扶助)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>12 その他の公費負担によるもの</td> <td></td> </tr> </table>	1 自費診療 (保険外併用療養費を含む)	I (医療保険等)	05 高齢者医療 (後期高齢者医療制度)	2 医療保険等、公費負担医療	01 健康保険・各種共済組合(本人)	06 労働災害・公務災害	3 介護保険	02 健康保険・各種共済組合(家族)	07 自動車損害賠償保障法		03 国民健康保険	08 その他		04 退職者医療			II (公費負担医療)			09 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律			10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (育成医療、更生医療)			11 生活保護法(医療扶助)			12 その他の公費負担によるもの	
1 自費診療 (保険外併用療養費を含む)	I (医療保険等)	05 高齢者医療 (後期高齢者医療制度)																													
2 医療保険等、公費負担医療	01 健康保険・各種共済組合(本人)	06 労働災害・公務災害																													
3 介護保険	02 健康保険・各種共済組合(家族)	07 自動車損害賠償保障法																													
	03 国民健康保険	08 その他																													
	04 退職者医療																														
	II (公費負担医療)																														
	09 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律																														
	10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (育成医療、更生医療)																														
	11 生活保護法(医療扶助)																														
	12 その他の公費負担によるもの																														
<p>(9) 病床の種別</p>	<p>I 療養病床(医療保険適用病床) 2 療養病床(介護保険適用病床) ③ 一般病床</p>																														
<p>(10) 入院前の場所</p>	<p>家庭</p> <p>① 当院に通院 2 他の病院・診療所に通院 3 在宅医療(訪問診療・訪問看護等) 4 その他]</p> <p>他の病院・診療所に入院</p> <p>[5 地域医療支援病院・特定機能病院 6 その他の病院 7 診療所]</p> <p>8 介護老人保健施設に入所 9 介護老人福祉施設に入所</p> <p>10 社会福祉施設に入所 11 その他(新生児・不明等)</p>																														
<p>(11) 来院時の状況</p>	<p>救急の受診</p> <p>① 通常の受診 [2 救急車により搬送 3 徒歩や自家用車等による救急の受診]</p> <p>(「2」又は「3」の場合は、どちらかに○印をつけてください。)</p> <p>1 診療時間内の受診 2 診療時間外の受診</p>																														
<p>(12) 手術の有無</p>	<p>① 有 → 手術日 平成 29 年 9 月 11 日</p> <p>2 無</p>																														
<p>(13) 転 帰</p>	<p>① 治癒 2 軽快 3 不変 4 悪化 5 死亡 6 その他</p>																														
<p>(14) 退院後の行き先</p> <p>〔(13)転帰で「5 死亡」の場合は記入の必要はありません。〕</p>	<p>家庭</p> <p>[1 当院に通院 2 他の病院・診療所に通院 3 在宅医療(訪問診療・訪問看護等) ④ その他]</p> <p>他の病院・診療所に入院</p> <p>[5 地域医療支援病院・特定機能病院 6 その他の病院 7 診療所]</p> <p>8 介護老人保健施設に入所 9 介護老人福祉施設に入所</p> <p>10 社会福祉施設に入所 11 その他(不明等)</p>																														

一般
診療所
退院票

6-2 一般診療所票（無床診療所・有床診療所）

一般診療所票は、調査日に診療し、個人の診療録（カルテ）に記載したすべての患者について作成します。

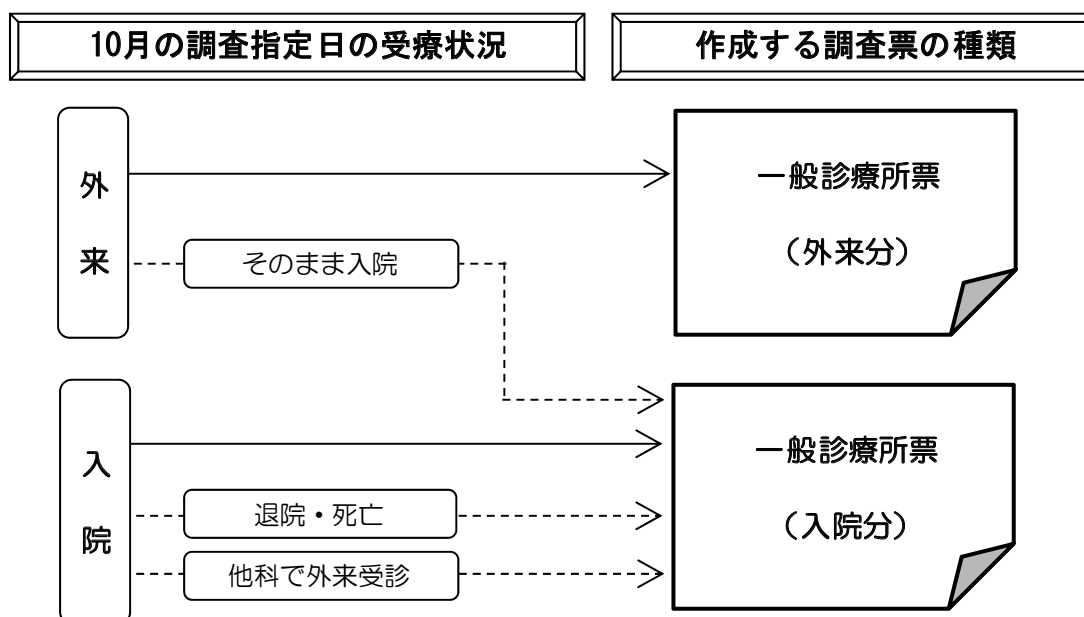
【外来患者：無床診療所、有床診療所】

- ・ 調査日に外来で診療したすべての外来患者について、1人につき1枚、調査票を作成します。
- ・ 調査日に同一外来患者が独立した診療科2科以上の診療を受け、それぞれの科で診療録（カルテ）を作成している場合は、それぞれの診療科ごとに調査票を作成します。
ただし、同一傷病で複数の診療科を受診した場合を除きます。

【入院患者：有床診療所のみ】

- ・ 調査日に入院しているすべての入院患者（調査日に退院した者を含む）について、1人につき1枚、調査票を作成します。
- ・ 調査日に外来で診療しそのまま同一傷病で入院した者や、調査日に入院しその日のうちに退院した者も、入院患者として調査票を作成します。
- ・ 入院中の患者が調査日に他科の外来診療室で診療を受けた場合は、入院患者としての一般診療所票のみ作成し、外来患者としての調査票は作成しません。
- ・ 産婦の入院に伴って在院している新生児で、沐浴その他の介補や、新生児が一般的に受ける健康管理行為を受けても健康上問題がない場合については、調査対象外となります。

【受療の状況と作成する調査票の種類】



【記入要領】

施設番号
 ・別紙「調査ご協力のお願ひ」に記入された施設番号の数字3桁を転記します。
 ・番号が3桁に満たない場合（1～99）は、001～099のように「0（ゼロ）」で埋めます。

患者番号
 記入終了後、入院患者分と外来患者分に分けて、それぞれ1から始まる一連番号を記入し、最後の番号を○で囲みます。

例：調査票が全部で5枚の場合、最後の調査票の患者番号は「⑤」とします。

(1) 性別 「1 男 2 女」のいずれかの数字を○で囲みます。

(2) 出生年月日 「1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治」のいずれかの数字を○で囲み、出生年月日を記入します。なお、出生年月日が明らかでない場合は、推定年齢を「推定○歳」と記入します。

(3) 患者の住所
 ・ 「1 当院と同じ都道府県内 2 当院とは別の都道府県」のいずれかの数字を○で囲みます。
 ・ 「2」を○で囲んだ場合は都道府県名を記入します。
 ・ 外国人旅行者の場合は、「2」を○で囲み「外国」と記入します。
 ・ 住所不定または不詳の場合は、「2」を○で囲み「不詳」と記入します。

(4) 入院・外来の種別等

入院年月日

入院患者のみ

入院患者の場合は、「1 平成 2 昭和」のいずれかの数字を○で囲み、入院年月日を記入します。

外来の種別

外来患者のみ

該当する数字を1つ選び○で囲みます。

初診	調査日に初めて診療した場合
1 通院	患者が来院し、診療を受けた場合
2 往診	患家（介護老人保健施設等を含む）の求めに応じて患家に赴いて診療した場合
再来	<ul style="list-style-type: none"> ・調査日に再診した場合 ・以前診察を受けたものの、今回は別の傷病で診療を受けた場合は初診へ ・前回診療（訪問）月日が平成28年以前の場合は初診へ ・調査日に同一患者について通院、往診、訪問診療、医師以外の訪問が重複した場合は、最初に診療したものを記入 ・前回診療（訪問）月日を必ず記入

3 通院	患者が来院し、診療を受けた場合
4 往診	患家（介護老人保健施設等を含む）の求めに応じて患家に赴いて診療した場合
5 訪問診療	居宅において療養を行っている患者であって、通院が困難な者に対して、その同意を得て計画的な医学管理の下に、定期的に医師・歯科医師が訪問して診療を行う場合
6 医師以外の訪問	居宅において療養を行っている患者であって、通院が困難な者に対して、その同意を得て計画的な医学管理の下に、定期的に医師・歯科医師以外の者が訪問して実施される場合

前回診療
(訪問)月日

外来患者のみ

- ・ 外来の種別で「3～6」（再来）を選んだ場合は、前回の診療（訪問）月日を記入します。
- ・ 退院後、初めて外来で通院した場合は退院日を記入します。
- ・ 前回診療（訪問）月日が平成28年以前の場合は初診とします。

(5) 受療の状況

受療の状況について、該当する数字を1つ選び○で囲みます。

1 傷病の診断・治療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病の診断、治療のための患者はこの数字「1」を○で囲み、「主傷病名」を記入します。⇒15 ページ ・ 主傷病名が「慢性肝炎」、「肝硬変」または「肝及び肝内胆管の悪性新生物」の場合は「肝疾患の状況」を記入します。⇒33 ページ ・ 主傷病名が外傷（中毒を含む）の場合は、「外傷の原因」を記入します。⇒17 ページ ・ 「副傷病名」について記入します。⇒18 ページ
2 正常分娩 (単胎自然分娩)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査日に分娩した患者は、この数字「2」を○で囲みます。 ・ 下記のような異常及び合併症を有し、その診療を行った患者は「1 傷病の診断・治療」とし、主傷病名等を記入します。 <ul style="list-style-type: none"> <例> 早産、多胎、骨盤位、会陰裂傷、帝王切開等 ・ 分娩のための入院及び外来であっても、調査日に分娩していない場合は「3 正常妊娠・産じょくの管理」とします。
3 正常妊娠・ 産じょくの管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正常妊娠の管理、分娩後のケア及び検査をした患者は、この数字「3」を○で囲みます。 ・ 下記のような異常及び合併症を有し、その診療を行った患者は「1 傷病の診断・治療」とし、主傷病名等を記入します。 <ul style="list-style-type: none"> <例> 多胎妊娠、貧血、流産、気管支炎、糖尿病、妊娠高血圧症候群、人工妊娠中絶等

<p>4 健康者に対する 検査、健康診断(査) ・管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> 健康な者に対する一般的検査・健康診断(査)及び管理のための患者は、この数字「4」を○で囲みます。 <例> 特定健診、特定保健指導、人間ドック、ツベルクリン反応検査、妊娠の確定していない妊娠検査等 肝硬変の疑い、蛋白尿、全身倦怠、悪心等、傷病の疑い及び症状があるために検査をした場合は、「1 傷病の診断・治療」とし、その主傷病名または症状等を記入します。 産婦の入院に伴って在院している新生児で、沐浴その他の介補や、新生児が一般的に受ける健康管理行為を受けても健康上問題がない場合については、調査対象外となります。
<p>5 予防接種</p>	<p>予防接種のみを目的とした外来患者 <例> BCG、麻疹ワクチン等</p>
<p>6 その他の保健 サービス</p>	<p>上記「1~5」以外の患者はこの数字を○で囲みます。 <例> 血液及び組織提供者、医療相談、アフターケア(義眼・義手・義足・コンタクトレンズ、手術治癒後の形成手術)、美容形成(二重まぶた等)、歯科の予防処置、診断書の交付、リハビリ等</p>

主傷病名

(外来患者)

調査日現在、主として治療または検査をしている病態を1つ記入します。

(入院患者)

調査日現在、入院の理由となっている病態を1つ記入します。

⇒ 主傷病名・外傷の原因・副傷病名の記入にあたっては、「一般診療所退院票」の15~20ページ「主傷病名の記入上の注意」参照

肝疾患の状況

- 受療の状況が「1 傷病の診断・治療」で、主傷病名が「慢性肝炎」、「肝硬変」または「肝及び肝内胆管の悪性新生物」の場合は、肝疾患の状況について該当する数字を1つ選び○で囲みます。
- 肝疾患がアルコールを原因とする場合は含みません。アルコールを原因とする肝疾患の場合は「主傷病名」に「アルコール性」であることを記入します。

⇒ 例：アルコール性肝硬変、アルコール性肝炎 等

1 B型肝炎ウイルス (HBV) 陽性	<ul style="list-style-type: none"> 血液検査で、HBs 抗原または HBV DNA が陽性的の場合 過去の血液検査の結果が明らかでなくても、肝疾患の原因が B型肝炎ウイルスであるという判断のもと、治療中もしくは治療が行われた場合を含む
2 C型肝炎ウイルス (HCV) 陽性	<ul style="list-style-type: none"> 血液検査で、HCV 抗体または HCV RNA が陽性的の場合 過去の血液検査の結果が明らかでなくても、肝疾患の原因が C型肝炎ウイルスであるという判断のもと、治療中もしくは治療が行われた場合を含む
3 B型肝炎ウイルス (HBV) 及び C型肝炎ウイルス (HCV) ともに陽性	<ul style="list-style-type: none"> 血液検査で、HBs 抗原または HBV DNA 及び HCV 抗体または HCV RNA のいずれも陽性であったことがあり (それぞれのウイルスが陽性であった時期が異なっている場合を含む)、B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスの両方に対する治療中もしくは治療が行われた場合
4 B型肝炎ウイルス (HBV) 及び C型肝炎ウイルス (HCV) ともに陰性	<ul style="list-style-type: none"> 血液検査で、HBs 抗原または HBV DNA 及び HCV 抗体または HCV RNA のいずれも陰性で、肝疾患の原因は、B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスのいずれでもない判断される場合 未検査または検査待ちで肝疾患の状況が不明の場合はここに該当します

<記入例 1 >

主として 1 型糖尿病の治療をうけ、それ以外に、糖尿病(性)眼合併症、高血圧(症)、胃炎を罹患している場合

(1) 主傷病名

1 型糖尿病		
〔主傷病名が「慢性肝炎」、「肝硬変」又は「肝及び肝内胆管の悪性新生物」の場合は、該当するものに○印をつけてください。〕		
肝疾患の状況	1 B型肝炎ウイルス(HBV)陽性 2 C型肝炎ウイルス(HCV)陽性 3 B型肝炎ウイルス(HBV)及びC型肝炎ウイルス(HCV)ともに陽性 4 B型肝炎ウイルス(HBV)及びC型肝炎ウイルス(HCV)ともに陰性	
〔主傷病名が外傷(中毒を含む)の場合は、該当するものに○印をつけてください。〕		
外傷の原因 (中毒を含む)	不慮の事故 1 自動車交通事故 2 自転車交通事故 3 その他の交通事故	故意又は不明 4 スポーツ中の事故 5 転倒・転落 6 1～5以外の原因による不慮の事故 7 自傷 8 他傷 9 不明

(2) 副傷病名(該当するものすべてに○印をつけてください。)

01 副傷病なし	07 肥満(症)	12 閉塞性末梢動脈疾患
02 糖尿病(合併症を伴わないもの)	08 脂質異常症 (高コレステロール血症等)	13 大動脈疾患 (大動脈解離、大動脈瘤)
03 糖尿病(性)腎症	09 高血圧(症)	14 慢性腎臓病(慢性腎不全等)
04 糖尿病(性)眼合併症	10 虚血性心疾患	15 精神疾患
05 糖尿病(性)神経障害	11 脳卒中	16 その他の疾患
06 03～05以外の合併症を伴う糖尿病		

<記入例 2>

慢性肝炎（HBs抗原陽性）を理由に入院している患者が、それ以外に、糖尿病（合併症を伴わないもの）を罹患している場合

(1) 主傷病名

慢性B型肝炎		
〔主傷病名が「慢性肝炎」、「肝硬変」又は「肝及び肝内胆管の悪性新生物」の場合は、該当するものに○印をつけてください。〕		
肝疾患の状況	<input checked="" type="radio"/> 1 B型肝炎ウイルス(HBV)陽性 <input type="radio"/> 2 C型肝炎ウイルス(HCV)陽性 <input type="radio"/> 3 B型肝炎ウイルス(HBV)及びC型肝炎ウイルス(HCV)ともに陽性 <input type="radio"/> 4 B型肝炎ウイルス(HBV)及びC型肝炎ウイルス(HCV)ともに陰性	
〔主傷病名が外傷(中毒を含む)の場合は、該当するものに○印をつけてください。〕		
外傷の原因 (中毒を含む)	不慮の事故 <input type="radio"/> 1 自動車交通事故 <input type="radio"/> 2 自転車交通事故 <input type="radio"/> 3 その他の交通事故	故意又は不明 <input type="radio"/> 4 スポーツ中の事故 <input type="radio"/> 5 転倒・転落 <input type="radio"/> 6 1～5以外の原因による不慮の事故 <input type="radio"/> 7 自傷 <input type="radio"/> 8 他傷 <input type="radio"/> 9 不明

(2) 副傷病名(該当するものすべてに○印をつけてください。)

<input type="radio"/> 01 副傷病なし	<input type="radio"/> 07 肥満(症)	<input type="radio"/> 12 閉塞性末梢動脈疾患
<input checked="" type="radio"/> 02 糖尿病(合併症を伴わないもの)	<input type="radio"/> 08 脂質異常症 (高コレステロール血症等)	<input type="radio"/> 13 大動脈疾患 (大動脈解離、大動脈瘤)
<input type="radio"/> 03 糖尿病(性)腎症	<input type="radio"/> 09 高血圧(症)	<input type="radio"/> 14 慢性腎臓病(慢性腎不全等)
<input type="radio"/> 04 糖尿病(性)眼合併症	<input type="radio"/> 10 虚血性心疾患	<input type="radio"/> 15 精神疾患
<input type="radio"/> 05 糖尿病(性)神経障害	<input type="radio"/> 11 脳卒中	<input type="radio"/> 16 その他の疾患
<input type="radio"/> 06 03～05以外の合併症を伴う糖尿病		

(6) 診療費等支払
方法

- ・ 調査日における診療費等について、負担区分（「1 自費診療」「2 医療保険等、公費負担医療」「3 介護保険（介護扶助を含む）」）のうち、該当する数字をすべて選び○で囲みます。
- ・ 「2 医療保険等、公費負担医療」を選択した場合は、**支払方法**についても回答します。
- ・ 一部でも費用の支払いが生じた場合は該当します。
- ・ 外来（または入院）当初と調査日における支払方法が異なる場合は、調査日現在の支払方法を記入します。

⇒ 各選択肢の説明は「一般診療所退院票」の20～23ページ「(8) 診療費等支払方法」参照

(7) 紹介の状況

- ・ 外来（または入院）の際、どこから紹介されたのか該当する数字を1つ選び○で囲みます。
- ・ 外来の場合は初診時の紹介の状況を記入し、入院の場合は今回の入院時の紹介の状況を記入します。

1 病院から	病院の医師・歯科医師の紹介による場合
2 一般診療所から	一般診療所の医師・歯科医師の紹介による場合
3 歯科診療所から	歯科診療所の歯科医師の紹介による場合
4 介護老人保健施設から	介護老人保健施設の医師・歯科医師の紹介による場合
5 介護老人福祉施設から	介護老人福祉施設の医師・歯科医師の紹介による場合
6 その他から	・ 上記「1～5」以外の紹介による場合 ・ 医師・歯科医師以外の紹介及び院内紹介はここに含む
7 紹介なし	紹介がない、または不明の場合

(8) 来院時の状況

- ・ 外来（または入院）の際の来院時の状況について、「1～3」の該当する数字を1つ選び○で囲みます。
- ・ 来院時とは、外来の場合は初診時の状況を、入院の場合は今回の入院時の状況を記入します。
- ・ 「2」または「3」（救急の受診）の場合は、その救急を受診した診療時間について、「1～2」の該当する数字を1つ選び○で囲みます。

⇒ 各選択肢の説明は、「一般診療所退院票」の25ページ「(11) 来院時の状況」参照

(9) 病床の種別

入院患者のみ

調査日に入院している病床について、該当する数字1つを選び○で囲みます。
⇒ 各選択肢の説明は、「一般診療所退院票」の23ページ「(9) 病床の種別」参照

(10) 入院の状況

入院患者のみ

調査日現在の入院患者の状況について、該当する数字を1つ選び○で囲みます。

1 生命の危険は少ないが入院治療を要する	生命の危険は少ないが入院治療(検査、処置、手術等)を要する場合
2 生命の危険がある	容態の急変が予想できる等差し迫った生命の危険がある重篤な場合
3 受け入れ条件が整えば退院可能	退院は決まっていないが退院可能な状態にある場合
4 検査入院	・ 検査のために入院した場合 ・ 健康な者に対する一般的検査のための入院患者も含む。
5 その他	上記「1～4」以外、または不明の場合

調査票記入例（一般診療所票・外来患者の例）

外来患者の例

患者調査 一般診療所票

平成29年10月17・18・20日（指定された1日）

厚生労働省 政府統計

※保健所符号	1401
施設番号	C-010
患者番号	7

記入上の注意

※印欄には、記入しないでください。

(1) 性別	①男 2 女	(2) 出生年月日	1 平成 ②昭和 3 大正 4 明治 15 年 8 月 22 日
(3) 患者の住所	① 当院と同じ都道府県内 2 当院とは別の都道府県 → <input type="text"/> 都道府県 「患者番号」⇒ 31ページ 入院・外来別に、1から始まる一連番号を1枚ずつ振る		
(4) 入院・外来の種類等	入院	入院年月日	1 平成 年 月 日 2 昭和
	外来	初診	1 通院 2 往診
	再来	③ 通院 5 訪問診療 4 往診 6 医師以外の訪問	前回診療（訪問）月日 平成 29 年 10 月 15 日
(5) 受療の状況	① 傷病の診断・治療 2 正 「(1) 主傷病名」 ⇒ 15～16ページ 4 兼 「1 傷病の診断・治療」を選択した場合に必ず記入 6 その他 「肝疾患の状況」 ⇒ 33～35ページ 「(1) 主傷病名」が「慢性肝炎」、「肝硬変」、「肝及び肝内胆管の悪性新生物」の場合、該当する数字1つに○		
	(1) 主傷病名 2型糖尿病		
	肝疾患の状況 1 B型肝炎ウイルス(HBV) 陽性 2 C型肝炎ウイルス(HCV) 陽性 3 B型肝炎ウイルス(HBV) 及びC型肝炎ウイルス(HCV) ともに陽性 4 B型肝炎ウイルス(HBV) 及びC型肝炎ウイルス(HCV) ともに陰性		
	「外傷の原因」 ⇒ 17～18ページ 「(1) 主傷病名」が外傷(中毒を含む)の場合、1～9のうち該当する数字1つに○		
	外傷の原因 (中毒を含む) 不慮の事故 故意又は不明 1 自動車交通事故 4 スポーツ中の事故 7 自傷 2 自転車交通事故 5 転倒・転落 8 他傷 3 その他の交通事故 6 1～5以外の原因による不慮の事故 9 不明		
	「副傷病名」 ⇒ 18～19ページ 「(1) 主傷病名」の内容に関わらず、受療の状況が「1 傷病の診断・治療」の場合に、該当する数字すべてに○		
	(2) 副傷病名(該当するものすべてに○印をつけてください。) 01 副傷病なし 02 糖尿病(合併症を伴わないもの) 07 肥満(症) 12 閉塞性末梢動脈疾患 ③ 糖尿病(性)腎症 08 脂質異常症(高コレステロール血症等) 13 大動脈疾患(大動脈解離、大動脈瘤) 04 糖尿病(性)眼合併症 09 高血圧(症) 14 慢性腎臓病(慢性腎不全等) 05 糖尿病(性)神経障害 10 虚血性心疾患 15 精神疾患 06 03～05以外の合併症を伴う糖尿病 11 脳卒中 ⑩ その他の疾患		

裏面に続きます。

<p>(6) 診療費等支払方法</p> <p>該当するものすべてに○印をつけてください。</p> <p>「負担区分」 ⇒ 20～22ページ</p> <p>1～3のうち、該当する数字すべてに○</p> <p>「支払方法」 ⇒ 22～23ページ</p> <p>「負担区分」で「2 医療保険等、公費負担医療」に○をした場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I (医療保険等)の該当する数字1つに○ ・ II (公費負担医療)の該当する数字すべてに○ 	<table border="1"> <tr> <td> <p>1 自費診療 (保険外併用療養費を含む)</p> <p>2 医療保険等、公費負担医療</p> <p>3 介護保険 (介護扶助を含む)</p> </td> <td> <p>→ I (医療保険等)</p> <p>01 健康保険・各種共済組合(本人) 05 高齢者医療 (後期高齢者医療制度)</p> <p>02 健康保険・各種共済組合(家族) 06 労働災害・公務災害</p> <p>03 国民健康保険 07 自動車損害賠償保障法</p> <p>04 退職者医療 08 その他</p> <p>→ II (公費負担医療)</p> <p>09 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p> <p>10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (育成医療、更生医療、精神通院医療)</p> <p>11 生活保護法(医療扶助)</p> <p>12 その他の公費負担によるもの</p> </td> </tr> </table>	<p>1 自費診療 (保険外併用療養費を含む)</p> <p>2 医療保険等、公費負担医療</p> <p>3 介護保険 (介護扶助を含む)</p>	<p>→ I (医療保険等)</p> <p>01 健康保険・各種共済組合(本人) 05 高齢者医療 (後期高齢者医療制度)</p> <p>02 健康保険・各種共済組合(家族) 06 労働災害・公務災害</p> <p>03 国民健康保険 07 自動車損害賠償保障法</p> <p>04 退職者医療 08 その他</p> <p>→ II (公費負担医療)</p> <p>09 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p> <p>10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (育成医療、更生医療、精神通院医療)</p> <p>11 生活保護法(医療扶助)</p> <p>12 その他の公費負担によるもの</p>
<p>1 自費診療 (保険外併用療養費を含む)</p> <p>2 医療保険等、公費負担医療</p> <p>3 介護保険 (介護扶助を含む)</p>	<p>→ I (医療保険等)</p> <p>01 健康保険・各種共済組合(本人) 05 高齢者医療 (後期高齢者医療制度)</p> <p>02 健康保険・各種共済組合(家族) 06 労働災害・公務災害</p> <p>03 国民健康保険 07 自動車損害賠償保障法</p> <p>04 退職者医療 08 その他</p> <p>→ II (公費負担医療)</p> <p>09 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p> <p>10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (育成医療、更生医療、精神通院医療)</p> <p>11 生活保護法(医療扶助)</p> <p>12 その他の公費負担によるもの</p>		
<p>(7) 紹介の状況</p>	<p>1 病院から 2 一般診療所から 3 歯科診療所から</p> <p>4 介護老人保健施設から 5 介護老人福祉施設から 6 その他から</p> <p>7 紹介なし</p>		
<p>(8) 来院時の状況</p>	<p>救急の受診</p> <p>1 通常の受診 2 救急車により搬送 3 徒歩や自家用車等による救急の受診</p> <p>(「2」又は「3」の場合は、どちらかに○印をつけてください。)</p> <p>1 診療時間内の受診 2 診療時間外の受診</p>		
<p>(9) 病床の種別</p>	<p>1 療養病床(医療保険適用病床) 2 療養病床(介護保険適用病床) 3 一般病床</p>		
<p>入院のみ (10) 入院の状況 (調査日現在の状況を選択してください。)</p>	<p>1 生命の危険は少ないが入院治療を要する 4 検査入院</p> <p>2 生命の危険がある 5 その他</p> <p>3 受け入れ条件が整えば退院可能</p>		

一般診療所票

調査票記入例（一般診療所票・入院患者の例）

入院患者の例

患者調査 一般診療所票

平成29年10月17・18・20日（指定された1日）

厚生労働省 政府統計

※保健所符号	1401
施設番号	C-010
患者番号	18

記入上の注意

※印欄には、記入しないでください。

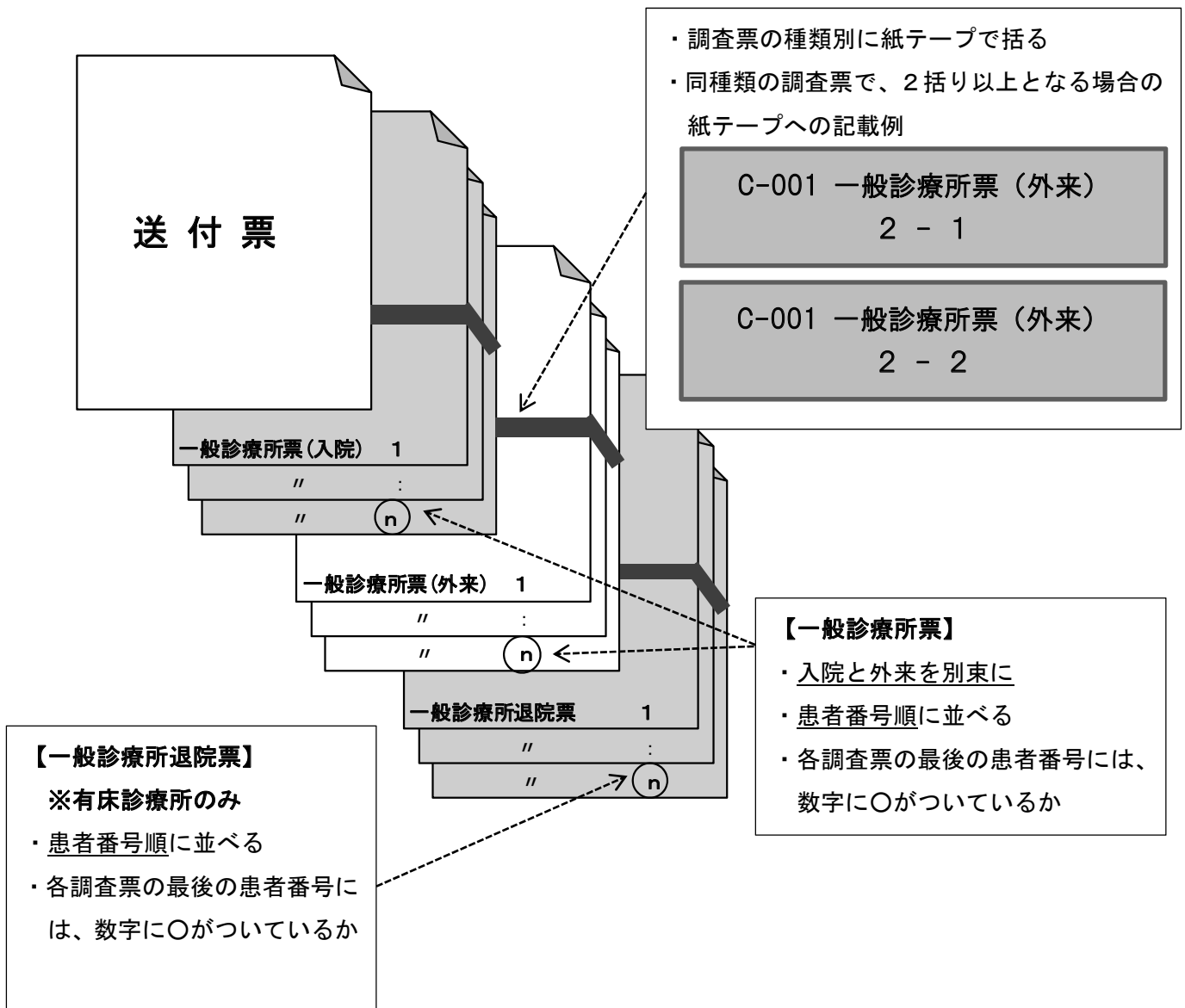
(1) 性別	1 男 2 女	(2) 出生年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 55 年 12 月 1 日
(3) 患者の住所	1 本院と同じ都道府県内 2 本院とは別の都道府県 → 東京 都道 入院・外来別に、1から始まる一連番号府県を1枚ずつ振る 「患者番号」⇒ 31ページ		
(4) 入院・外来の種類等	入院	入院年月日	1 平成 29 年 10 月 17 日 2 昭和
	外来	初診	1 通院 2 往診
	再来	3 通院 5 訪問診療 4 往診 6 医師以外の訪問	前回診療（訪問）月日 平成 29 年 月 日
(5) 受療の状況	1 傷病の診断・治療 2 正「(1) 主傷病名」⇒ 15～16ページ ほかの管理 4 補「1 傷病の診断・治療」を選択した場合に必ず記入 6 その他 ↓ 裏面		
	(1) 主傷病名	大腿骨頸部骨折 「肝疾患の状況」⇒ 33～35ページ 「(1) 主傷病名」が「慢性肝炎」、「肝硬変」、「肝及び肝内胆管の悪性新生物」の場合、該当する数字1つに○	
	肝疾患の状況	「主傷病名が「慢性肝炎」、「肝硬変」又は「肝及び肝内胆管の悪性新生物」の場合は、該当するものに○印をつけてください。」 1 B型肝炎ウイルス(HBV)陽性 2 C型肝炎ウイルス(HCV)陽性 3 B型肝炎ウイルス(HBV)及びC型肝炎ウイルス(HCV)ともに陽性 4 B型肝炎ウイルス(HBV)及びC型肝炎ウイルス(HCV)ともに陰性	
	「外傷の原因」 ⇒ 17～18ページ	「(1) 主傷病名」が外傷(中毒を含む)の場合、1～9のうち該当する数字1つに○ 「外傷の原因(中毒を含む)」 不慮の事故 故意又は不明 ① 自動車交通事故 4 スポーツ中の事故 7 自傷 2 自転車交通事故 5 転倒・転落 8 他傷 3 その他の交通事故 6 1～5以外の原因による不慮の事故 9 不明	
	「副傷病名」 ⇒ 18～19ページ	「(1) 主傷病名」の内容に関わらず、受療の状況が「1 傷病の診断・治療」の場合に、該当する数字すべてに○ (2) 副傷病名(該当するものすべてに○印をつけてください。) ① 副傷病なし 02 糖尿病(合併症を伴わないもの) 07 肥満(症) 12 閉塞性末梢動脈疾患 03 糖尿病(性)腎症 08 脂質異常症 13 大動脈疾患 (高コレステロール血症等) (大動脈解離、大動脈瘤) 04 糖尿病(性)眼合併症 09 高血圧(症) 14 慢性腎臓病(慢性腎不全等) 05 糖尿病(性)神経障害 10 虚血性心疾患 15 精神疾患 06 03～05以外の合併症を伴う糖尿病 11 脳卒中 16 その他の疾患	

裏面に続きます。

<p>(6) 診療費等支払方法</p> <p>該当するものすべてに○印をつけてください。</p> <p>「負担区分」 ⇒ 20～22ページ</p> <p>1～3のうち、該当する数字<u>すべて</u>に○</p> <p>「支払方法」 ⇒ 22～23ページ</p> <p>「負担区分」で「2 医療保険等、公費負担医療」に○をした場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I (医療保険等)の該当する数字<u>1つ</u>に○ ・ II (公費負担医療)の該当する数字<u>すべて</u>に○ 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="416 197 619 286"> <p>1 自費診療 (保険外併用療養費を含む)</p> </td> <td data-bbox="619 197 1418 819"> <p>I (医療保険等)</p> <table border="1"> <tr> <td>01 健康保険・各種共済組合(本人)</td> <td>05 高齢者医療 (後期高齢者医療制度)</td> </tr> <tr> <td>02 健康保険・各種共済組合(家族)</td> <td>06 労働災害・公務災害</td> </tr> <tr> <td>03 国民健康保険</td> <td>07 自動車損害賠償保障法</td> </tr> <tr> <td>04 退職者医療</td> <td>08 その他</td> </tr> </table> <p>II (公費負担医療)</p> <p>09 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p> <p>10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (育成医療、更生医療、精神通院医療)</p> <p>11 生活保護法(医療扶助)</p> <p>12 その他の公費負担によるもの</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 286 619 584"> <p>2 医療保険等、公費負担医療</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 584 619 819"> <p>3 介護保険 (介護扶助を含む)</p> </td> <td></td> </tr> </table>	<p>1 自費診療 (保険外併用療養費を含む)</p>	<p>I (医療保険等)</p> <table border="1"> <tr> <td>01 健康保険・各種共済組合(本人)</td> <td>05 高齢者医療 (後期高齢者医療制度)</td> </tr> <tr> <td>02 健康保険・各種共済組合(家族)</td> <td>06 労働災害・公務災害</td> </tr> <tr> <td>03 国民健康保険</td> <td>07 自動車損害賠償保障法</td> </tr> <tr> <td>04 退職者医療</td> <td>08 その他</td> </tr> </table> <p>II (公費負担医療)</p> <p>09 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p> <p>10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (育成医療、更生医療、精神通院医療)</p> <p>11 生活保護法(医療扶助)</p> <p>12 その他の公費負担によるもの</p>	01 健康保険・各種共済組合(本人)	05 高齢者医療 (後期高齢者医療制度)	02 健康保険・各種共済組合(家族)	06 労働災害・公務災害	03 国民健康保険	07 自動車損害賠償保障法	04 退職者医療	08 その他	<p>2 医療保険等、公費負担医療</p>		<p>3 介護保険 (介護扶助を含む)</p>	
<p>1 自費診療 (保険外併用療養費を含む)</p>	<p>I (医療保険等)</p> <table border="1"> <tr> <td>01 健康保険・各種共済組合(本人)</td> <td>05 高齢者医療 (後期高齢者医療制度)</td> </tr> <tr> <td>02 健康保険・各種共済組合(家族)</td> <td>06 労働災害・公務災害</td> </tr> <tr> <td>03 国民健康保険</td> <td>07 自動車損害賠償保障法</td> </tr> <tr> <td>04 退職者医療</td> <td>08 その他</td> </tr> </table> <p>II (公費負担医療)</p> <p>09 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p> <p>10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (育成医療、更生医療、精神通院医療)</p> <p>11 生活保護法(医療扶助)</p> <p>12 その他の公費負担によるもの</p>	01 健康保険・各種共済組合(本人)	05 高齢者医療 (後期高齢者医療制度)	02 健康保険・各種共済組合(家族)	06 労働災害・公務災害	03 国民健康保険	07 自動車損害賠償保障法	04 退職者医療	08 その他						
01 健康保険・各種共済組合(本人)	05 高齢者医療 (後期高齢者医療制度)														
02 健康保険・各種共済組合(家族)	06 労働災害・公務災害														
03 国民健康保険	07 自動車損害賠償保障法														
04 退職者医療	08 その他														
<p>2 医療保険等、公費負担医療</p>															
<p>3 介護保険 (介護扶助を含む)</p>															
<p>(7) 紹介の状況</p>	<table border="1"> <tr> <td>1 病院から</td> <td>2 一般診療所から</td> <td>3 歯科診療所から</td> </tr> <tr> <td>4 介護老人保健施設から</td> <td>5 介護老人福祉施設から</td> <td>6 その他から</td> </tr> <tr> <td colspan="3">7 紹介なし</td> </tr> </table>	1 病院から	2 一般診療所から	3 歯科診療所から	4 介護老人保健施設から	5 介護老人福祉施設から	6 その他から	7 紹介なし							
1 病院から	2 一般診療所から	3 歯科診療所から													
4 介護老人保健施設から	5 介護老人福祉施設から	6 その他から													
7 紹介なし															
<p>(8) 来院時の状況</p>	<p>救急の受診</p> <table border="1"> <tr> <td>1 通常の受診</td> <td>2 救急車により搬送</td> <td>3 徒歩や自家用車等による救急の受診</td> </tr> </table> <p>(「2」又は「3」の場合は、どちらかに○印をつけてください。)</p> <table border="1"> <tr> <td>1 診療時間内の受診</td> <td>2 診療時間外の受診</td> </tr> </table>	1 通常の受診	2 救急車により搬送	3 徒歩や自家用車等による救急の受診	1 診療時間内の受診	2 診療時間外の受診									
1 通常の受診	2 救急車により搬送	3 徒歩や自家用車等による救急の受診													
1 診療時間内の受診	2 診療時間外の受診														
<p>(9) 病床の種別</p>	<p>1 療養病床(医療保険適用病床) 2 療養病床(介護保険適用病床) 3 一般病床</p>														
<p>入院のみ (10) 入院の状況</p> <p>(調査日現在の状況を選択してください。)</p>	<table border="1"> <tr> <td>1 生命の危険は少ないが入院治療を要する</td> <td>4 検査入院</td> </tr> <tr> <td>2 生命の危険がある</td> <td>5 その他</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 受け入れ条件が整えば退院可能</td> </tr> </table>	1 生命の危険は少ないが入院治療を要する	4 検査入院	2 生命の危険がある	5 その他	3 受け入れ条件が整えば退院可能									
1 生命の危険は少ないが入院治療を要する	4 検査入院														
2 生命の危険がある	5 その他														
3 受け入れ条件が整えば退院可能															

7. 調査票の送付手続き

- 記入後の調査票を、調査票の種類別に、患者番号順にまとめ、紙テープで括ります。
 - ⇒ 同種類の調査票で2束以上になるときは、それぞれの束をまとめた紙テープに「施設番号」及び「○括りのうち○括り」と記入します。
- 送付票を作成します。
 - ⇒ 施設名、調査票枚数等を記入（43ページの例）
 - ⇒ 全調査票を電子調査票により提出する場合であっても送付票（紙）の提出が必要
 - ⇒ 全調査票をオンライン調査票により提出する場合は、送付票（紙）の提出が不要
- 送付票・調査票を破損や散逸しないように梱包します。
- 送付票・調査票は、定められた期限までに管轄保健所長に提出するようお願いいたします。



※ nとは、調査票ごとに一連番号を振っていただいた「患者番号」の最後の数字です。
⇒ 各調査票の最後の番号には数字に○をつけます。

送付票記入例

送付票記入例

(1) 提出方法が1種類のの場合

… 紙調査票だけで提出する場合の例

患者調査送付票 (医療施設用)		号 平成29年11月15日 (文書番号)	
関が関 保健所長 殿		厚生労働診療所	
施設名		施設管理者氏名 厚生 太郎	
担当者氏名 厚生 次郎		担当者氏名 厚生 次郎	
所属		所属	
連絡先 (TEL) 03-5253-1111		連絡先 (TEL) 03-5253-1111	
連絡先 (FAX) 03-5253-1112		連絡先 (FAX) 03-5253-1112	
平成29年患者調査について (送付)			
平成29年患者調査の調査票を次のとおり送付します。			
		CD-R等の送付枚数 →	1 枚
病院	病院入院 (奇数) 票	調査票(紙) 調査票枚数・患者数	オンライン調査票 テータ件数
病 院	病院外来 (奇数) 票	調査票枚数	件
		患者数	件
	病 院 (偶数) 票	外来	件
		患者数	件
病院退院票		件	件
一 般 診 療 所	入院	12 枚	件
	外来	30 枚	件
一 般 診 療 所 退 院 票	件	14 枚	件
	件	枚	件
歯 科	歯科診療所票	枚	件

(注) 該当する欄のみ記入してください。

(2) 提出方法が2種類のの場合

… 紙調査票と電子調査票で提出する場合の例

患者調査送付票 (医療施設用)		号 平成29年11月15日 (文書番号)	
関が関 保健所長 殿		厚生労働診療所	
施設名		施設管理者氏名 厚生 太郎	
担当者氏名 厚生 次郎		担当者氏名 厚生 次郎	
所属		所属	
連絡先 (TEL) 03-5253-1111		連絡先 (TEL) 03-5253-1111	
連絡先 (FAX) 03-5253-1112		連絡先 (FAX) 03-5253-1112	
平成29年患者調査について (送付)			
平成29年患者調査の調査票を次のとおり送付します。			
		CD-R等の送付枚数 →	1 枚
病院	病院入院 (奇数) 票	調査票(紙) 調査票枚数・患者数	オンライン調査票 テータ件数
病 院	病院外来 (奇数) 票	調査票枚数	件
		患者数	件
	病 院 (偶数) 票	外来	件
		患者数	件
病院退院票		枚	件
一 般 診 療 所	入院	12 枚	件
	外来	30 枚	件
一 般 診 療 所 退 院 票	件	14 枚	件
	件	枚	件
歯 科	歯科診療所票	枚	件

電子調査票で提出する場合は、CD-R(DVD)の提出枚数を記入

文書番号の記入は任意です
診療所の文書管理上、記入が必要であれば、書いていただいても差し支えありません

電子調査票で提出する場合は、CD-R(DVD)の提出枚数を記入

8. 調査結果

調査結果につきましては、ご協力いただいた調査票をもとに、地域や患者の特性別等に分類し統計数値として集計し、患者調査の報告書としてとりまとめており、国における医療行政の基礎資料や、各都道府県で策定する医療計画の基礎資料となっているほか、一般の方、研究者、報道関係者等に幅広く活用されております。

平成29年調査の結果につきましては、平成30年秋に公表する予定です。

なお、前回調査（平成26年）の結果につきましては、次ページ、以下の厚生労働省ホームページ及び政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載しておりますのでご参照ください。

○ 平成26年患者調査の概況

（URL）<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kanja/14/index.html>

○ 平成26年患者調査の結果表（報告書上巻・報告書下巻・その他閲覧表）

（URL）http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_&tstatCode=000001031167&requestSender=dsearch

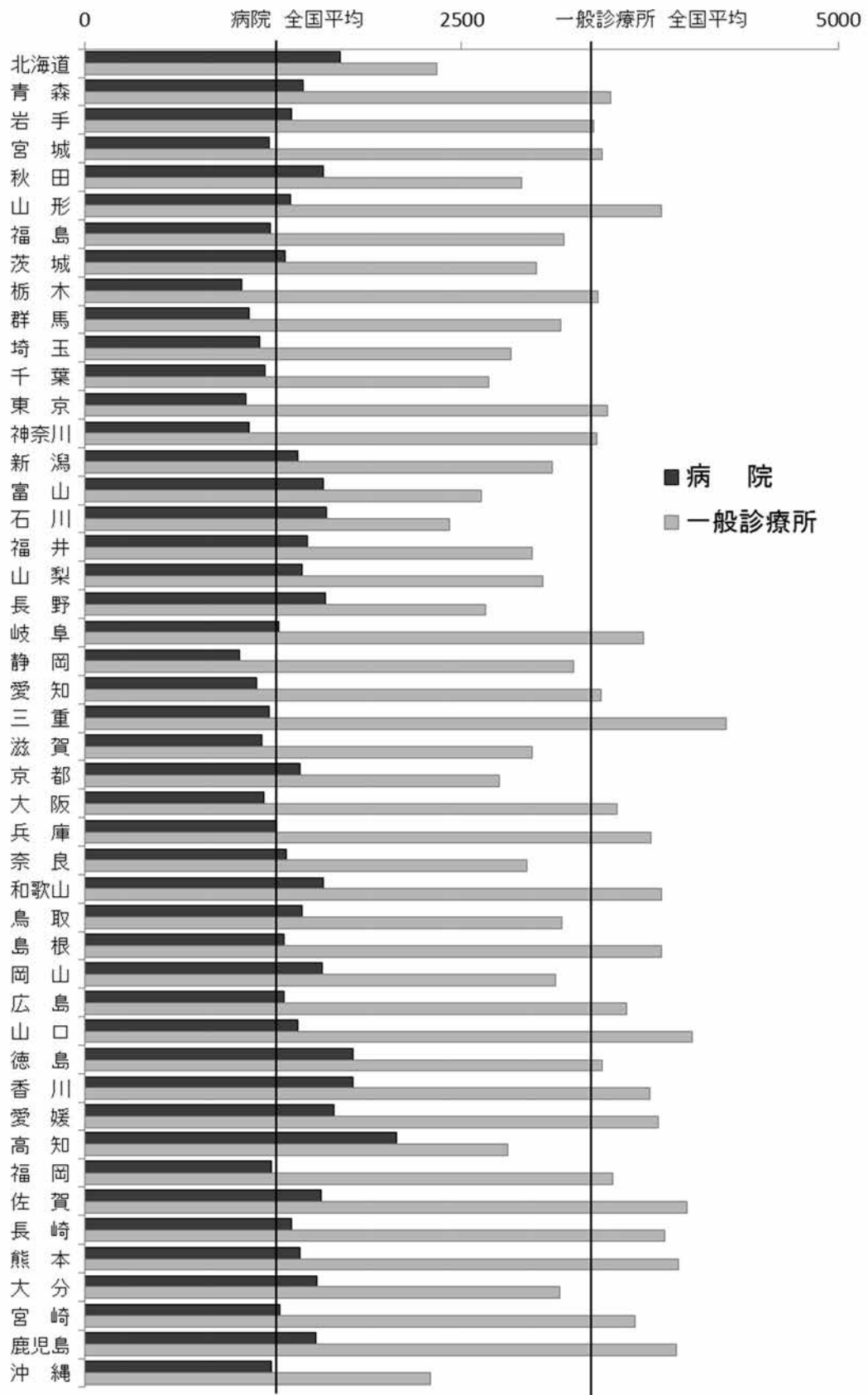
（または）政府統計の総合窓口(e-Stat) → 統計データを探す → 主要な統計から探す
→ 社会保障・衛生 → 患者調査

○ 平成26年患者調査の傷病分類編（傷病別年次推移表）

（URL）<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kanja/10syoubu/index.html>

(参考) 平成26年患者調査の主な調査結果

都道府県、病院・一般診療所別にみた外来受療率（人口10万対）



9. 患者調査関係法令

(1) 統計法に定められた統計調査

国や、地方公共団体が統計調査を実施する場合の基本的な事項を定めた法律として統計法（平成19年法律第53号）があり、患者調査は、この統計法の規定による『基幹統計』となっています。

また、患者調査に関する事務は、統計法施行令（平成20年政令第334号）の中で、法定受託事務と位置付けられています。

【統計法】（抄）

（定義）

第2条

1～3（略）

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

1～2（略）

3 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であつて、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

5（略）

6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。

7～12（略）

（基幹統計の指定）

第7条 総務大臣は、第2条第4項第3号の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）

をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴かなければならない。

2 総務大臣は、指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 前2項の規定は、指定の変更又は解除について準用する。

（命令への委任）

第18条 この法律に定めるもののほか、基幹統計調査の実施に関し必要な事項は、命令で定める。

【統計法施行令】（抄）

（地方公共団体が処理する事務）

第4条 基幹統計調査に関する事務のうち、別表第1の第1欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の第2欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第3欄に掲げる事務を、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）が同表の第4欄に掲げる事務を行うこととし、（中略）行うこととする。

2～3（略）

(2) 患者調査の実施方法

調査の時期、調査の対象、調査事項など患者調査を実施するための具体的事項は、「患者調査規則」（昭和28年厚生省令第26号）に定められています。

【患者調査規則】（抄）

（調査の期日）

第4条 患者調査は、3年目ごとの各年の厚生労働大臣の定める期日によつて行う。ただし、厚生労働大臣が必要と認めた場合には、その中間の時期において臨時の患者調査を行うことができる。

（調査客体）

第5条 患者調査は、厚生労働大臣が指定する医療施設における患者について行う。

(3) 報告義務及び守秘義務

患者調査は、医療施設を利用する患者の傷病の状況等、患者の実態を明らかにすることを目的として実施されています。また、調査票に記載された事項を統計目的以外に用いること、調査で知り得た事項や調査票の記入内容を他に漏らすことを統計法では禁じており、厳しい罰則も定められています。

【統計法】（抄）

（報告義務）

第13条 行政機関の長は、（中略）基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3（略）

（調査票情報等の利用制限）

第40条 行政機関の長、地方公共団体の長（中略）は、この法律（中略）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2～3（略）

（守秘義務）

第41条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

1～4（略）

5 地方公共団体が第16条の規定により基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合において、基幹統計調査に係る調査票情報、（中略）の取扱いに従事する当該地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

6（略）

（罰則）

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

1（略）

2 第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

3（略）

2（略）

第 59 条 第 41 条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第 60 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

1 第 13 条に規定する基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者

2 基幹統計の作成に従事する者で基幹統計をして真実に反するものたらしめる行為をした者

第 61 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

1 第 13 条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

2～3 (略)

【患者調査規則】 (抄)

(報告の義務)

第9条 第5条の規定により指定された医療施設の管理者は、第6条第1項各号に掲げる事項について、調査票に記入し、都道府県知事の定める期限までにその医療施設の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。

10. 質疑応答

目 次

調査日	54
問1	調査日とは、その日の午前0時からいつまでか。..... 54
問2	調査日の午後 11 時に急患で来た患者が、そのまま治療を続け、翌日に入院の手続きをした場合は調査対象となるか。..... 54
問3	調査日が休診の医療施設は、調査日を変更して調査すべきか。..... 54
調査票	54
問4	調査票作成の段階で欄外にID番号や患者名を記入してもよいか。..... 54
問5	調査の手引には「同一外来患者が独立した診療科2科以上の診療を受け、それぞれの科で診療録(カルテ)を作成している場合は、それぞれの診療科ごとに調査票を作成します。」とあるが、診療録が1枚の場合は「主傷病名」に最初に受療した科の傷病名を書けばよいか。..... 54
提出方法	54
問6	同一の施設で、オンライン調査票、CD-R等と調査票(紙)を混在して提出してもよいか。..... 54
問7	オンライン調査票を利用したいが、「調査ご協力をお願い」のコード欄に「利用できません」と印字してある。利用する方法はないのか。..... 54
調査対象	55
問8	自施設が何度も調査対象になるのはなぜか。..... 55
問9	10月1日より休診する施設の場合、退院票は作成すべきか。また、10月1日ではなく、9月15日より休診した場合はどうか。..... 55
問10	10月1日に施設が移転するため、9月30日にすべての患者を退院させて移転先の施設へ移動させるが、退院票は作成すべきか。..... 55
問11	特別養護老人ホーム内の診療所で、普段医師はいないが週に1度来て診察している場合、患者調査ではどのような扱いにすればよいか。..... 55
問12	一般診療所票(入院分)は、調査日に入院した患者のみ調査をすればよいか。..... 55
問13	調査日に外泊している入院患者は調査の対象か。..... 55
問14	市町村主催の健康診断を施設が受託している場合、健康診断を受けに来た患者は調査対象となるか。..... 56
問15	新生児は調査対象か。..... 56
問16	一般診療所の歯科患者は調査対象か。..... 56
問17	内科に入院していた患者が、手術のために外科へ転床したが、事務手続き上は内科の退院手続きを取っているため、退院票を作成すべきか。..... 56
問18	短期入所療養介護で入院している場合、1か月のうちに何度も入退院を繰り返すことになるが、退院票はその都度作成すべきか。..... 56
調査項目	56
【外来の種別】	56
問19	調査日に治療を受けた傷病とは別の傷病で過去に施設を訪れていた場合、「初診」、「再来」のどちらに該当するのか。..... 56

問20	数回に分けて行う予防接種で2回目以降の接種の場合、「初診」、「再来」のどちらに該当するか。.....	56
問21	検診車は「通院」、「往診」のどちらか。.....	56
問22	電話再診の場合、「3 通院」、「4 往診」のどちらか。.....	57
問23	調査日の午前中に医師が、午後には看護師が訪問診療を行った場合、「外来の種別」は「5 訪問診療」、「6 医師以外の訪問」のどちらに該当するか。.....	57
【過去の入院の有無】.....		57
問24	退院手続きをとって転床をした場合、「過去の入院の有無」の 30 日以内の再入院に該当するか。.....	57
【受療の状況】.....		57
問25	健康診断を受けた患者に異常が見つかり、そのまま治療を受けた場合、「受療の状況」は「4 健康者に対する検査、健康診断(査)・管理」、「1 傷病の診断・治療」のどちらか。また、「診療費等支払方法」について、健康診断にかかった分と治療にかかった分を別々に支払うケースと、治療にかかった分も健康診断の診療費の一部として支払うケースとがあるが、どのように記入すべきか。.....	57
問26	検査入院をしたが、検査の結果、異常がなかった。この場合の「主傷病名」はどう記入すべきか。.....	57
問27	外傷の治療は終わったが、その後のリハビリテーションに通っている患者の場合、「受療の状況」はどれに該当するか。.....	57
問28	半年前に骨折の為に入院し、今回は、当時埋めたボルトを抜く手術の為に入院している患者の場合、「受療の状況」はどれに該当するか。.....	58
問29	セカンドオピニオンの場合、「受療の状況」はどれに該当するか。.....	58
問30	治験のみを行った場合、「受療の状況」をどう記入すべきか。.....	58
問31	不妊治療の場合、「受療の状況」をどう記入すべきか。.....	58
問32	正常分娩だが、吸引を行った場合、「受療の状況」はどう記入すべきか。.....	58
問33	帝王切開の場合、どのように記入するのか。.....	58
問34	会陰部切開を伴う普通分娩の場合、「受療の状況」はどう記入すべきか。.....	58
問35	出産した人が退院する場合、「2 正常分娩(単胎自然分娩)」、「3 正常妊娠・産じよくの管理」のどちらに該当するか。.....	58
問36	調査の手引に記載されている<傷病名例示>以外のものについても傷病名はできるだけ詳しく記入すべきか。.....	58
問37	病名が「不明」、もしくは「～の疑い」といった場合、「主傷病名」はどのように記入するのか。.....	59
問38	骨粗鬆症による病的骨折の場合、「主傷病名」にはどのように記入するのか。.....	59
問39	「主傷病名」をPTSDなどの一般的な略語で記入してよいか。.....	59
問40	「主傷病名」をICDコードで記入してよいか。.....	59
問41	複数の傷病名がある場合、何を基準にして主たる傷病名を選ぶべきか。診療報酬の高い傷病名を主たる傷病名としてよいか。.....	59
問42	高血圧で通院していた患者が、調査日に異なる傷病で診療を受けた場合、「主傷病名」はどちらを記入するのか。.....	59
問43	退院患者について、入院後、入院の理由となった傷病名とは異なる傷病名によって転床し、その後退院した場合、どの時点の傷病名を記入すべきか。.....	60
問44	主たる傷病ではない病気で死亡した場合、傷病名には、死亡の原因となった傷病名を記入す	

	べきか。.....	60
問45	「副傷病名」の「15 精神疾患」に、脳性麻痺、パーキンソン病、睡眠障害などの神経系の疾患は含まれるか。.....	60
問46	「副傷病名」の「15 精神疾患」に含まないとする「知的障害<精神遅滞>」の場合は、どう記入すべきか。.....	61
【診療費等支払方法】.....		61
問47	入院中に支払方法に変更があった場合は、どう記入すべきか。.....	61
問48	国民健康保険の加入者で、市の公費負担医療を受けている場合、「診療費等支払方法」はどう記入すべきか。.....	61
問49	医療保険と介護保険の併用となるのはどのような場合か。.....	61
問50	インフルエンザの予防接種など市区町村の条例に基づく助成が行われており、自費診療がある場合はどう記入すべきか。.....	61
問51	交通事故の治療費について、医療保険を使って支払われたが、自動車損害賠償責任保険が今後下りる場合、「診療費等支払方法」はどう記入すべきか。.....	61
問52	自動車事故の任意保険で支払った場合の「診療費等支払方法」はどれに該当するか。.....	61
問53	健康保険の特例退職被保険者の「診療費等支払方法」はどれに該当するか。.....	61
問54	高齢受給者制度の適用を受ける患者は、どう記入すべきか。.....	62
問55	医療施設で治験を行い、対象患者の医療費は製薬会社が支払っているが、この場合の「診療費等支払方法」はどれに該当するか。.....	62
問56	2つの傷病を有する外来患者について、一方の支払いは労働災害、もう一方の傷病は他の支払方法で支払い、診療録(カルテ)が2枚ある。調査票は診療録1枚ずつ作成すべきか。.....	62
【病床の種類】.....		62
問57	調査日に転床した場合はどの病床とすべきか。.....	62
【紹介の状況】.....		62
問58	「紹介の状況」はいつの時点での記入になるか。.....	62
問59	他の施設から口頭での紹介を受けてきた患者や、友人からこの病院を紹介された、といったケースは「紹介あり」とすべきか。.....	62
問60	同じ傷病で入退院を繰り返している患者がおり、最初の入院時だけ紹介があったが、2回目以降は紹介ありになるのか。.....	62
【入院前の場所】.....		63
問61	家庭から外来初診で受診し、そのまま入院した退院患者の「入院前の場所」は、「1 当院に通院」、「4 その他」のどちらに該当するか。.....	63
【来院時の状況】.....		63
問62	「来院時の状況」は、調査日時点の状況を記入すべきか。.....	63
【入院の状況】.....		63
問63	正常分娩の母親の「入院の状況」はどれに該当するか。.....	63
問64	「3 受け入れ条件が整えば退院可能」とは、どの程度の条件が整った場合に該当するか。.....	63
【手術の有無】.....		63
問65	別々の傷病でそれぞれ手術を行った場合、どちらの手術日を記入すべきか。.....	63
問66	1回の入院で「主傷病名」に関して複数回手術した場合、手術日はどう記入すべきか。.....	63
問67	輸血が行われた場合、「手術の有無」はどう記入すべきか。.....	63
問68	手術については、外科、内科にかかわらず記入すべきか。.....	63

【転帰】	64
問69 入院患者の症状に変化がみられず、他の施設に転院した場合、退院票の「転帰」はどう記入すべきか。.....	64
【退院後の行き先】	64
問70 入院の理由となった傷病とは異なる傷病によって一般病床から退院手続きをし、院内の療養病床へ転床した場合、「退院後の行き先」はどれに該当するか。.....	64
問71 「退院後の行き先」がグループホームや有料老人ホームの場合はどれに該当するか。.....	64
問72 退院後、家庭から入院していた施設に通院しながら訪問診療も同施設から受ける場合、「退院後の行き先」はどれに該当するか。.....	64
問73 退院後、家庭から入院していた施設には数ヶ月に1回通院し、その他の日は地元の診療所に通院する場合、「退院後の行き先」は「1 当院に通院」、「2 他の病院・診療所に通院」のどちらに該当するか。.....	64
その他	64
【個人情報保護】	64
問74 診療録(カルテ)に記載された情報を患者の同意なしに調査票へ転記するのは、個人情報保護法に違反するのではないか。.....	64

調査日

問1 調査日とは、その日の午前0時からいつまでか。

(答) 調査日とは、その日の午前0時から翌日の午前0時までです。

問2 調査日の午後11時に急患で来た患者が、そのまま治療を続け、翌日に入院の手続きをした場合は調査対象となるか。

(答) 調査日に来院した場合は、入院患者として調査票を作成します。 ⇒ 問1 2 参照

問3 調査日が休診の医療施設は、調査日を変更して調査すべきか。

(答) 調査日は変更しません。なお、休診であっても、救急の外来患者があった場合はその患者について調査票を作成します。

調査票

問4 調査票作成の段階で欄外にID番号や患者名を記入してもよいか。

(答) 記入しても結構ですが、提出の際は患者が特定されないような措置をお願いします。
(例：鉛筆で書いて消しゴムで消す、塗りつぶす等)

問5 調査の手引には「同一外来患者が独立した診療科2科以上の診療を受け、それぞれの科で診療録（カルテ）を作成している場合は、それぞれの診療科ごとに調査票を作成します。」とあるが、診療録が1枚の場合は「主傷病名」に最初に受療した科の傷病名を書けばよいか。

(答) 複数科を受療した場合で診療録が1枚の場合は、より重い傷病名について記入します。

提出方法

問6 同一の施設で、オンライン調査票、CD-R等と調査票（紙）を混在して提出してもよいか。

(答) 同一施設からの提出方法は、原則として同一の方法としてください。
なお、やむを得ず複数の方法により調査票を提出する場合であっても、調査客体の重複報告を避けるため、同一種類の調査票では、提出方法を混在させないようお願いします。

問7 オンライン調査票を利用したいが、「調査ご協力のお願い」のコード欄に「利用できません」と印字してある。利用する方法はないのか。

(答) 患者調査におけるオンライン調査では、調査系統に属する自治体・医療施設でオンライン環境が整った場合のみ、利用が可能となります。よって、「調査ご協力のお願い」に「利用できません」と印字された医療施設につきましては、その医療施設の属する調査系統である管轄保健所・都道府県でのオンライン調査環境が整っていないこと等から、今般利用できないこととなっております。

大変お手数ではありますが、「紙の調査票」または「電子調査票」をご利用いただけるようお願いいたします。

調査対象

問 8 自施設が何度も調査対象になるのはなぜか。

(答) 調査対象は、全国の医療施設を地域や施設の種類ごとにグループに分けたうえで、各グループの中から定められた数を実無作為に抽出しています。グループ内における医療施設によって調査対象となる回数に基本的には差異はなく、連続して調査対象となってしまう場合があります。

患者調査は、医療施設を利用する患者についてその傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的とした極めて重要な調査です。施設管理者の皆様におかれましては、調査の重要性をご理解頂き、ご協力を頂きますようお願いいたします。

[グループの分け方]

- ・病 院 … 二次医療圏、病院の種類、病床規模
- ・一般診療所 … 都道府県、主たる診療科目、病床の有無
- ・歯科診療所 … 都道府県

問 9 10月1日より休診する施設の場合、退院票は作成すべきか。また、10月1日ではなく、9月15日より休診した場合はどうか。

(答) 9月中に退院患者がいる場合は、その分の退院票を作成します。

退院票は9月1日～9月30日の1か月間の状況を調査するため、9月15日など月の途中で休診になった場合は対象外になります。

問 10 10月1日に施設が移転するため、9月30日にすべての患者を退院させて移転先の施設へ移動させるが、退院票は作成すべきか。

(答) 事務処理上の退院手続きでないので、退院票は作成しません。
ただし、移転先に移動しない患者については退院票を作成します。

問 11 特別養護老人ホーム内の診療所で、普段医師はいないが週に1度来て診察している場合、患者調査ではどのような扱いにすればよいか。

(答) 特別養護老人ホーム内の診療所で診療行為を行った場合は外来の通院とします。
また、ベッドまで出向いて診療行為を行った場合は、外来の往診か訪問診療とします。

問 12 一般診療所票（入院分）は、調査日に入院した患者のみ調査をすればよいか。

(答) 調査日現在に入院しているすべての患者が対象となります。 ⇒ 問2参照

問 13 調査日に外泊している入院患者は調査の対象か。

(答) 調査日に外泊をしていますが、調査日に入院していることに変わりありませんので、調査票を作成します。

問 1 4 市町村主催の健康診断を施設が受託している場合、健康診断を受けに来た患者は調査対象となるか。

(答) 診療録(カルテ)を作成している場合は調査票を作成し、「(5) 受療の状況」(一般診療所退院票は「(7) 受療の状況」)の「4 健康者に対する検査、健康診断(査)・管理」に○を付けます。

問 1 5 新生児は調査対象か。

(答) 産婦の入院に伴って入院していて、新生児が誰でも受ける健康管理行為、健康診断等を受け、**健康上問題が無い新生児は調査の対象外**となります。

ただし、何らかの疾患を有し、治療が行われた場合は調査の対象となりますので、入院票を作成します。退院票についても同様の取り扱いとなります。

問 1 6 一般診療所の歯科患者は調査対象か。

(答) 調査の対象となりますので、一般診療所票に記入します。

その際、「主傷病名」は、この「調査の手引」の 17 ページや「患者調査における「主傷病名」「副傷病名」の記入について」の「4. 歯科の傷病名」を参考にして記入します。

問 1 7 内科に入院していた患者が、手術のために外科へ転床したが、事務手続き上は内科の退院手続きを取っているため、退院票を作成すべきか。

(答) 同一の傷病により転床した場合は、退院票を作成しません。

ただし、別の傷病によって外科へ再入院した場合は、退院票を作成します。

⇒ 問 2 4、問 4 3、問 7 0 参照

問 1 8 短期入所療養介護で入院している場合、1か月のうちに何度も入退院を繰り返すことになるが、退院票はその都度作成すべきか。

(答) 施設で「退院」の扱いとしている場合は、退院の都度調査票を作成します。

調査項目

【外来の種別】

問 1 9 調査日に治療を受けた傷病とは別の傷病で過去に施設を訪れていた場合、「初診」、「再来」のどちらに該当するのか。

(答) 「初診」とします。⇒ 問 4 2 参照

問 2 0 数回に分けて行う予防接種で2回目以降の接種の場合、「初診」、「再来」のどちらに該当するか。

(答) 2回目以降の接種は「再来」とします。

問 2 1 検診車は「通院」、「往診」のどちらか。

(答) 外来の「往診」とします。

問 2 2 電話再診の場合、「3 通院」、「4 往診」のどちらか。

(答) 「3 通院」とします。

問 2 3 調査日の午前中に医師が、午後には看護師が訪問診療を行った場合、「外来の種別」は「5 訪問診療」、「6 医師以外の訪問」のどちらに該当するか。

(答) 調査日に同一患者について通院、往診、訪問診療、医師以外の訪問が重複した場合は、最初に診療したものを選択します。本問の場合は「5 訪問診療」とします。

【過去の入院の有無】

問 2 4 退院手続きをとって転床をした場合、「過去の入院の有無」の 30 日以内の再入院に該当するか。

(答) 転床による再入院は該当しません。一度院外へ退院してから 30 日以内の早期再入院の場合が該当します。 ⇒ 問 1 7、問 4 3、問 7 0 参照

【受療の状況】

問 2 5 健康診断を受けた患者に異常が見つかり、そのまま治療を受けた場合、「受療の状況」は「4 健康者に対する検査、健康診断(査)・管理」、「1 傷病の診断・治療」のどちらか。また、「診療費等支払方法」について、健康診断にかかった分と治療にかかった分を別々に支払うケースと、治療にかかった分も健康診断の診療費の一部として支払うケースとがあるが、どのように記入すべきか。

(答) 「1 傷病の診断・治療」とします。

「診療費等支払方法」については、例えば治療があったとしても健康診断の一部とみなしすべて公費負担になるのであれば、「12 その他の公費負担によるもの」とします。

また、治療にかかった費用は患者の医療保険から支払うのであれば、医療保険の中で該当するものに○を付けてください。

問 2 6 検査入院をしたが、検査の結果、異常がなかった。この場合の「主傷病名」はどう記入すべきか。

(答) どのような症状があつて検査入院になったかを記入します。

(例：胸の痛みがあり、精密検査のため入院したのであれば「胸の痛み」、自覚症状はなく、健康診断で心電図に異常があつたのであれば「心電図の異常」など。)

問 2 7 外傷の治療は終わったが、その後のリハビリテーションに通っている患者の場合、「受療の状況」はどれに該当するか。

(答) 治療が完了し、その後のリハビリテーションやアフターケアのために通院しているのであれば、「6 その他の保健サービス」とします。

問 2 8 半年前に骨折の為に入院し、今回は、当時埋めたボルトを抜く手術の為に入院している患者の場合、「受療の状況」はどれに該当するか。

(答) 「6 その他の保健サービス」(一般診療所退院票では「5」)とします。

問 2 9 セカンドオピニオンの場合、「受療の状況」はどれに該当するか。

(答) 「6 その他の保健サービス」(一般診療所退院票では「5」)とします。

ただし、その場で実際に診断・治療を行った場合は、「1 傷病の診断・治療」に○を付け、「主傷病名」を記入します。

問 3 0 治験のみを行った場合、「受療の状況」をどう記入すべきか。

(答) 「1 傷病の診断・治療」に○を付け、治験を受ける理由となった傷病を「主傷病名」として記入します。なお、傷病のない健康者に対する場合は、「6 その他の保健サービス」(一般診療所退院票では「5」)とします。 ⇒ 問 5 5 参照

問 3 1 不妊治療の場合、「受療の状況」をどう記入すべきか。

(答) 「1 傷病の診断・治療」に○を付け、不妊治療を行う理由となった傷病を「主傷病名」として記入します。

問 3 2 正常分娩だが、吸引を行った場合、「受療の状況」はどう記入すべきか。

(答) 吸引はあくまでも処置であって、その原因となった傷病等があるはずなので「2 正常分娩(単胎自然分娩)」は選択せず、「1 傷病の診断・治療」に○を付け、「主傷病名」に医師の判断によるその原因を記入します。

問 3 3 帝王切開の場合、どのように記入するのか。

(答) 帝王切開は、異常を有した分娩ですので、受療の状況の「1 傷病の診断・治療」に○を付け、「主傷病名」を「帝王切開」と記入します。

問 3 4 会陰部切開を伴う普通分娩の場合、「受療の状況」はどう記入すべきか。

(答) 異常を伴い会陰部切開を行った分娩の場合は「1 傷病の診断・治療」に○を付け、傷病等を「主傷病名」として記入します。異常を伴わない会陰部切開を行った普通分娩の場合は「2 正常分娩(単胎自然分娩)」に○を付けます。

問 3 5 出産した人が退院する場合、「2 正常分娩(単胎自然分娩)」、「3 正常妊娠・産じよくの管理」のどちらに該当するか。

(答) 「2 正常分娩(単胎自然分娩)」とします。

問 3 6 調査の手引に記載されている<傷病名例示>以外のものについても傷病名はできるだけ詳しく記入すべきか。

(答) 調査の手引の例示は、代表的な傷病名を列挙したものであり、例示以外の傷病名についてもできるだけ詳細に記入します。

問37 病名が「不明」、もしくは「～の疑い」といった場合、「主傷病名」はどのように記入するのか。

(答) わかる範囲で詳細に記入します。

問38 骨粗鬆症による病的骨折の場合、「主傷病名」にはどのように記入するのか。

(答) 「主傷病名」には「病的骨折（閉経後骨粗鬆症）」というように、骨粗鬆症によるということが分かるように記入します。

問39 「主傷病名」をPTSDなどの一般的な略語で記入してよいか。

(答) できるだけ日本語で記入し、略語、俗称及びあまり使用されない医学用語は避けてください。

問40 「主傷病名」をICDコードで記入してよいか。

(答) ICDコードでの記入は行わないでください。

問41 複数の傷病名がある場合、何を基準にして主たる傷病名を選ぶべきか。診療報酬の高い傷病名を主たる傷病名としてよいか。

(答) 医師の判断により、より重い傷病名を記入します。必ずしも、より重い傷病名が高い診療報酬とはなりませんので、ご注意ください。

問42 高血圧で通院していた患者が、調査日に異なる傷病で診療を受けた場合、「主傷病名」はどちらを記入するのか。

(答) 調査日に主に診療した傷病名を記入します。⇒ 問19参照

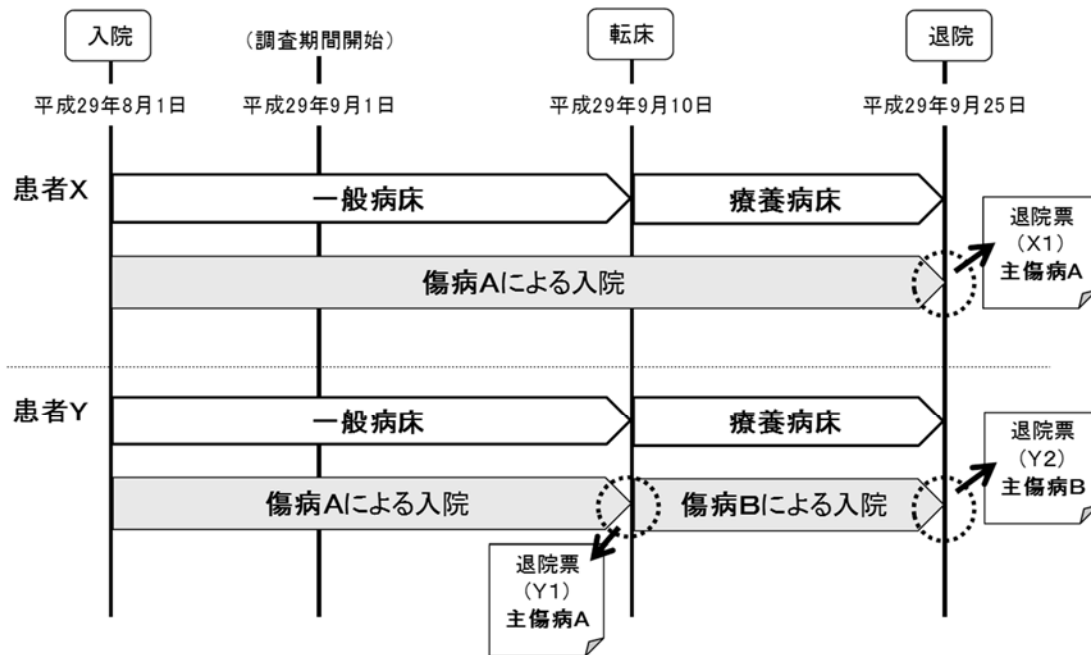
問 4 3 退院患者について、入院後、入院の理由となった傷病名とは異なる傷病名によって転床し、その後退院した場合、どの時点の傷病名を記入すべきか。

(答) 退院票については、原則、退院時に入院の理由となっていた傷病名を記入しますが、問の場合【参考】の患者Yが該当)は、転床時に一度退院票を作成(Y1)し、それまでの入院の原因となっていた傷病名を記入します。

また、退院が平成 29 年 9 月であれば、改めて退院票(Y2)を作成し、退院時に入院の理由となっていた傷病名を記入します。 ⇒ 問 1 7、問 2 4、問 7 0 参照

【参考】転床と退院票の作成について

・患者X、Yともに8/1に一般病棟に入院 → 9/10に療養病棟へ転床 → 9/25に退院



問 4 4 主たる傷病ではない病気で死亡した場合、傷病名には、死亡の原因となった傷病名を記入すべきか。

(答) 死亡退院の場合は、主に治療していた傷病名について記入します。

問 4 5 「副傷病名」の「15 精神疾患」に、脳性麻痺、パーキンソン病、睡眠障害などの神経系の疾患は含まれるか。

(答) 「15 精神疾患」には、原則として、神経系の疾患は含みません。

したがって、脳性麻痺、パーキンソン病、睡眠障害等の神経系の疾患については、「16 その他の疾患」に○を付けてください。

ただし、神経系の疾患のうち、例外として「アルツハイマー病」と「てんかん」については、「15 精神疾患」に含みます。

問 4 6 「副傷病名」の「15 精神疾患」に含まないとする「知的障害<精神遅滞>」の場合は、どう記入すべきか。

(答) 「16 その他の疾患」に該当します。なお、「自閉症」は「15 精神疾患」に含みます。

【診療費等支払方法】

問 4 7 入院中に支払方法に変更があった場合は、どう記入すべきか。

(答) 入院患者の場合は、調査日時点での支払方法を記入します。退院患者の場合は、退院時の支払方法を記入します。

問 4 8 国民健康保険の加入者で、市の公費負担医療を受けている場合、「診療費等支払方法」はどう記入すべきか。

(答) 条例等により公費負担医療を受けている患者は、以下の3つに○が付きます。

- ・「2 医療保険等、公費負担医療」
- ・「I (医療保険等)」は、その患者の加入している保険 (この場合「03 国民健康保険」)
- ・「II (公費負担医療)」は、「12 その他の公費負担によるもの」

問 4 9 医療保険と介護保険の併用となるのはどのような場合か。

(答) 介護保険適用病床に入院していても、以下の場合には、医療保険との併用となり、「2 医療保険等、公費負担医療」と「3 介護保険 (介護扶助を含む)」の両方に○を付けます。

- ・ 介護保険適用病床に入院する患者が、急性増悪した場合で、転院等できないまま医療行為が行われた場合
- ・ 介護保険適用病床に入院する患者に対して、透析や人工呼吸器の装着などの医療行為が行われた場合

問 5 0 インフルエンザの予防接種など市区町村の条例に基づく助成が行われており、自費診療がある場合はどう記入すべきか。

(答) 「1 自費診療 (保険外併用療養費を含む)」と「2 医療保険等、公費負担医療」、さらに「12 その他の公費負担によるもの」に○を付けます。

問 5 1 交通事故の治療費について、医療保険を使って支払われたが、自動車損害賠償責任保険が今後下りる場合、「診療費等支払方法」はどう記入すべきか。

(答) 自動車損害賠償責任保険の適用が決定しているのであれば、「07 自動車損害賠償保障法」とします。

問 5 2 自動車事故の任意保険で支払った場合の「診療費等支払方法」はどれに該当するか。

(答) 任意保険で支払った部分については 「1 自費診療 (保険外併用療養費を含む)」に該当します。

問 5 3 健康保険の特例退職被保険者の「診療費等支払方法」はどれに該当するか。

(答) 退職前に加入していた医療保険が該当します。

問 5 4 高齢受給者制度の適用を受ける患者は、どう記入すべきか。

(答) 「Ⅰ (医療保険等)」では、加入している医療保険に○を付け、「Ⅱ (公費負担医療)」に該当するものがあれば、こちらにも○を付けます。

問 5 5 医療施設で治験を行い、対象患者の医療費は製薬会社が支払っているが、この場合の「診療費等支払方法」はどれに該当するか。

(答) 製薬会社依頼の治験の場合、治験薬が無償で提供されると同時に治験薬を飲用している期間は、「治験で必要とする検査」と「治験薬と同じような働きをする薬」の費用は製薬会社の負担となりますが、これは「1 自費診療 (保険外併用療養費を含む)」に該当します。ただし、初診料や診察料など、それ以外の費用が健康保険から給付される場合は、「1 自費診療 (保険外併用療養費を含む)」と「2 医療保険等、公費負担医療」の2つが該当します。

⇒ 問 3 0 参照

問 5 6 2つの傷病を有する外来患者について、一方の支払いは労働災害、もう一方の傷病は他の支払方法で支払い、診療録 (カルテ) が2枚ある。調査票は診療録1枚ずつ作成すべきか。

(答) 別々の傷病でそれぞれ診療録がある場合、調査票は2枚作成してください。

【病床の種別】

問 5 7 調査日に転床した場合はどの病床とすべきか。

(答) 転床後の病床としてください。

【紹介の状況】

問 5 8 「紹介の状況」はいつの時点での記入になるか。

(答) 調査票に記入されている傷病について、入院患者の場合は入院時、外来患者の場合は初診時の紹介の状況を記入します。

問 5 9 他の施設から口頭での紹介を受けてきた患者や、友人からこの病院を紹介された、といったケースは「紹介あり」とすべきか。

(答) 診療録 (カルテ) に紹介ありと記載がある場合は、「紹介あり」とします。診療録に記載されているかどうかで判断してください。

問 6 0 同じ傷病で入退院を繰り返している患者がおり、最初の入院時だけ紹介があったが、2回目以降は紹介ありになるのか。

(答) それぞれの入院ごとに、紹介の有無を判断してください。

【入院前の場所】

問6 1 家庭から外来初診で受診し、そのまま入院した退院患者の「入院前の場所」は、「1 当院に通院」、「4 その他」のどちらに該当するか。

(答) 「4 その他」とします。

【来院時の状況】

問6 2 「来院時の状況」は、調査日時点の状況を記入すべきか。

(答) 調査票に記入されている傷病について、入院患者及び退院患者の場合は入院時、外来患者の場合は初診時の状況を記入します。

【入院の状況】

問6 3 正常分娩の母親の「入院の状況」はどれに該当するか。

(答) 「5 その他」とします。

問6 4 「3 受け入れ条件が整えば退院可能」とは、どの程度の条件が整った場合に該当するか。

(答) 入院治療の必要がなくなっている状態であるが、何らかの事情により退院できない場合をいいます。

条件が整う場合の例：他の病院への入院が決まる、入所施設への入所が決まる、家庭において在宅医療の体制が整う場合 等

【手術の有無】

問6 5 別々の傷病でそれぞれ手術を行った場合、どちらの手術日を記入すべきか。

(答) 複数傷病で入院していた場合は、「主傷病名」に関する手術日を記入します。

問6 6 1回の入院で「主傷病名」に関して複数回手術した場合、手術日はどう記入すべきか。

(答) 「主傷病名」に記入された傷病について、複数回手術を行った場合は、診療報酬の高い手術の手術日を、診療報酬が同じ場合は、先に行った手術の手術日を記入します。

問6 7 輸血が行われた場合、「手術の有無」はどう記入すべきか。

(答) 輸血は手術に該当しませんので、「手術の有無」は「2 無」とします。

問6 8 手術については、外科、内科にかかわらず記入すべきか。

(答) 外科、内科等にかかわらず手術があった場合は、「手術の有無」は「1 有」とします。

【転帰】

問 6 9 入院患者の症状に変化がみられず、他の施設に転院した場合、退院票の「転帰」はどう記入すべきか。

(答) 医師の判断で退院したとの整理であれば、「3 不変」とします。

【退院後の行き先】

問 7 0 入院の理由となった傷病とは異なる傷病によって一般病床から退院手続きをし、院内の療養病床へ転床した場合、「退院後の行き先」はどれに該当するか。

(答) 「11 その他（不明等）」に該当します。準備のためにいったん家に帰宅した場合も含まれます。

⇒ 問 1 7、問 2 4、問 4 3 参照

問 7 1 「退院後の行き先」がグループホームや有料老人ホームの場合はどれに該当するか。

(答) 「10 社会福祉施設に入所」とします。

問 7 2 退院後、家庭から入院していた施設に通院しながら訪問診療も同施設から受ける場合、「退院後の行き先」はどれに該当するか。

(答) 「3 在宅医療（訪問診療・訪問看護等）」とします。

問 7 3 退院後、家庭から入院していた施設には数ヶ月に 1 回通院し、その他の日は地元の診療所に通院する場合、「退院後の行き先」は「1 当院に通院」、「2 他の病院・診療所に通院」のどちらに該当するか。

(答) 「2 他の病院・診療所に通院」とします。

その他

【個人情報保護】

問 7 4 診療録（カルテ）に記載された情報を患者の同意なしに調査票へ転記するのは、個人情報保護法に違反するのではないか。

(答) 個人情報保護法における「利用目的による制限」及び「第三者提供の制限」について、法令に基づく場合は本人の同意を得る必要はないとされています。

患者調査は統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査であり、本人の同意を得ずに診療録情報を調査票に転記する場合であっても個人情報保護法に違反するものではありません。

なお、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成 29 年 4 月 14 日、個人情報保護委員会・厚生労働省）」においても、「利用目的による制限」及び「第三者提供の制限」の例外として、法令に基づく場合は「本人の同意を得る必要はない」と明記されています。

アンケート送信アドレスおよびFAX送信先は、保健所から配布された印刷物にてご確認願います。

アンケートへのご協力をお願い

- ・ 現在、政府全体でオンライン調査を推進しています。
- ・ 医療施設調査及び患者調査においてオンライン調査を推進していくに当たり、その参考資料を得るため、患者調査の対象となった施設の皆様に、両調査の調査票提出方法に関するアンケートを実施いたしますので、ご協力をお願いいたします。
- ・ 平成29年11月30日(木)までに、厚生労働省ホームページからダウンロードしたエクセルファイルに回答を入力し、メールで送信してください。
 - ※ メールで送信が出来ない医療施設は、この「調査の手引」巻末の様式を用いてFAXで送信してください。
- ・ なお、アンケート結果は、医療施設が特定できないように処理した上で公表する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1 アンケートファイルのダウンロード・入力

① アンケートファイルをダウンロードします。

(ファイル形式 : Microsoft Excel 2010 (*.xlsx))

◎ アンケート用紙掲載場所

- 厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>)
- 政策について
- 組織別の政策一覧 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/soshiki/>)
- 政策統括官(統計・情報政策担当)
 - 「平成29年患者調査にご協力ください」

② ダウンロードしたアンケートファイルに回答を入力して保存します。

2 アンケートファイルの送信

アンケートファイルをメールで送信します。

◎ アンケート送信アドレス(回答専用) →

- ・ メールタイトルは「オンライン調査アンケート」としてください。
- ・ メール本文への記入は不要です。アンケートファイルのみ添付して送信してください。
- ・ このメールアドレスは平成29年12月31日まで有効です。

※ メールで送信できない医療施設は、FAXで送信してください。(送信票の添付は不要です)

○ FAX送信先 →

厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室
患者統計係 あて

